

第1回海老名市公共施設再編計画策定委員会次第

日 時：平成27年4月30日（木）
午後1時30分から
場 所：海老名市役所 401会議室

1. 委 嘱 式

2. 開 会

3. 委員長・委員長職務代理者の選出

4. 議 題

(1) これまでの取組みと公共施設再編計画策定委員会について

(2) 公共施設総合管理計画の策定要請について【資料1・2・3】

(3) 公共施設白書について【資料4】

5. その他

総財務第74号
平成26年4月22日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

} 殿

総務省自治財政局財務調査課長

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

標記については、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請しているところですが、今般、総務省において別添のとおり「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

各地方公共団体におかれては、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いいたします。

また、各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等ⁱ及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）

(3) 公共施設等の維持管理ⁱⁱ・修繕ⁱⁱⁱ・更新^{iv}等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）^vに係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^{vi}/PFI^{vii}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{viii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{ix}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新す

るなど)などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適

当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や現状における取組状況（点検・診断、維持管理・修繕・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいものであること。

四 数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画の策定を検討していくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

平成 25 年 11 月 29 日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）[※]を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきたところであり、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 21 年 7 月 8 日付け総財令第 103 号、総財企第 75 号、総財経第 96 号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の改定にも留意すること。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載することとしているので参考にされたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定しているので、この結果等についても参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的な Q&A も併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。

四 更新費用試算ソフトの活用について

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるものとなっていることから、各地方公共団体における総合管理計画の策定にあ

っての検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成26年3月20日の地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年度から、総合管理計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に2つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

-
- ⁱ公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、污水处理場等）等も含む包括的な概念である。
- ⁱⁱ維持管理…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。
- ⁱⁱⁱ修繕…公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかを問わない。
- ^{iv}更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。
- ^v個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）…インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。
- ^{vi}PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- ^{vii}PFI…Public Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
- ^{viii}予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
- ^{ix}トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。
- ^xインフラ長寿命化計画（行動計画）…インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理 による老朽化対策の推進

平成26年5月22日(木)

総務省自治財政局財務調査課

目次

1. 公共施設マネジメントの背景（地方公共団体の置かれた状況）
2. 国における取組とインフラ長寿命化基本計画
3. 総務省の取組と公共施設等総合管理計画

1. 公共施設マネジメントの背景 (地方公共団体の置かれた状況)

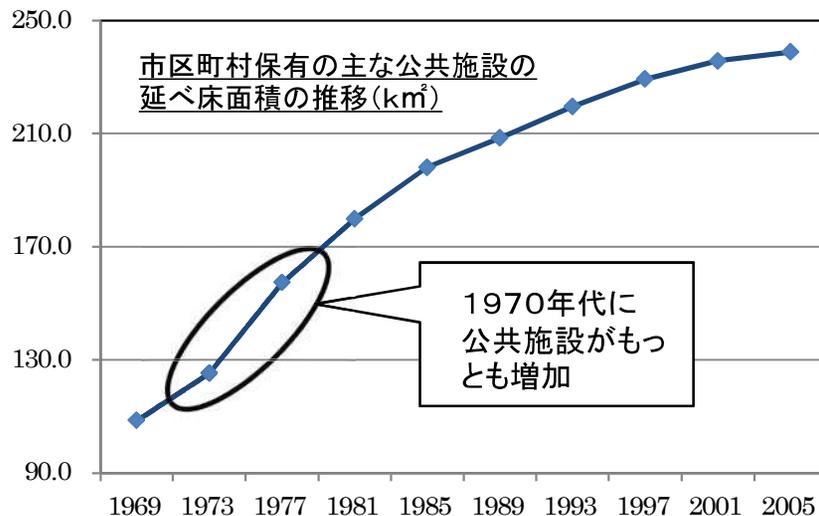
総合的な管理による老朽化対策が必要となっている背景

背景

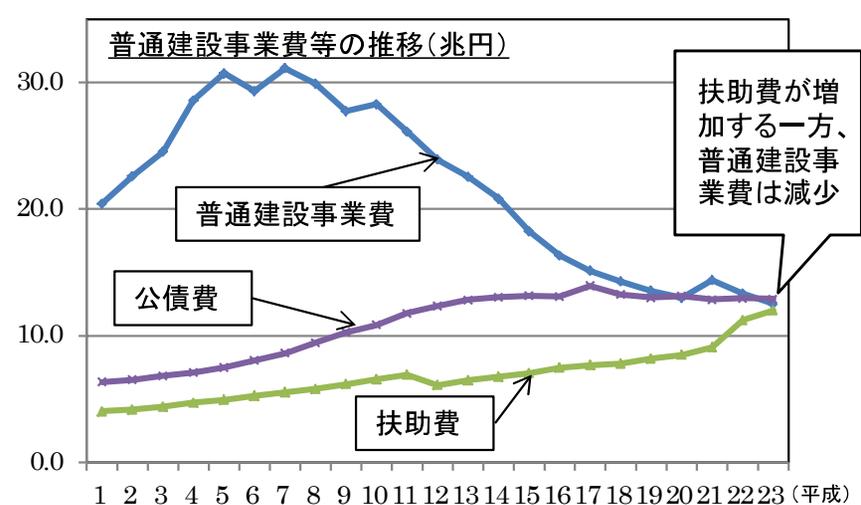
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】

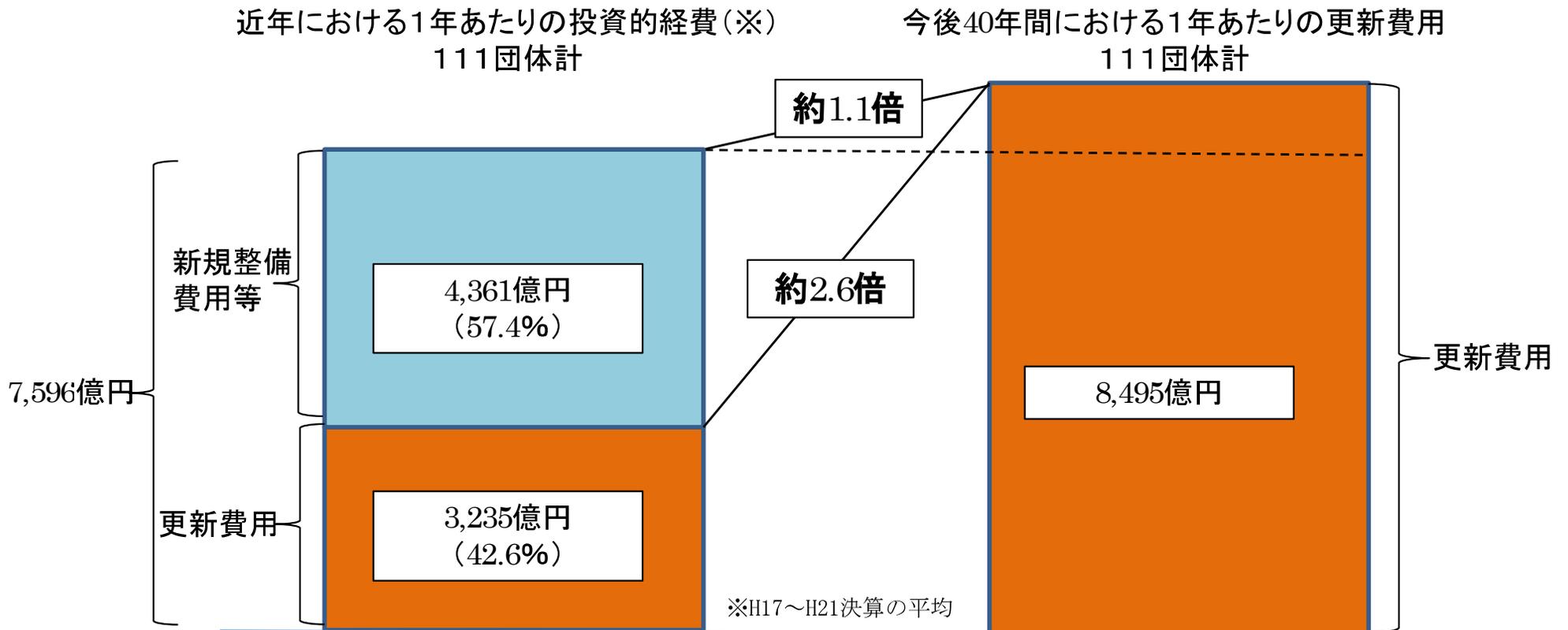


公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 (H24. 3)

○調査対象の111団体の今後40年間における1年あたりの更新費用は、

①現在の投資的経費の約1.1倍、②現在の更新費用の約2.6倍

の額になると試算(全ての施設を更新した場合)。(参考)H26地方財政計画上の投資的経費:約11兆円



- 本調査は、市区町村に調査依頼し、回答があった111市区町村をとりまとめたもの。
- 調査の対象は、平成21年度までに建設・整備された市町村の普通会計の公共建築物及びインフラ資産（道路、橋りょう、上下水道）。
- 試算の考え方の概要は次のとおり。
 - ・現在の公共施設をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定。
 - ・この仮定の下で更新を行った場合の40年分の更新費用を合算し、40年で除することにより、1年当たりの更新費用を算出。
 - ・公共施設の面積・延長の数量データに更新単価（公共工事単価等を使用）を乗じることにより将来の更新費用を試算。
 - ・試算は事業費ベースで算出。

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果② (H24. 3)

		公共施設	道路	橋りょう	上水道管	下水道管	総合計
人口1人当たりの将来の1年当たりの更新費用の見込額 (千円/人)	全国平均値 (加重)	32.9	10.0	1.9	10.7	9.9	64.0
	中央値	36.6	17.9	3.1	15.4	8.3	85.6
現在の既存更新額に対する将来の1年当たりの更新費用の割合 (%)	全国平均値 (加重)	243.6	194.5	507.3	363.4	283.1	262.6
	中央値	361.5	414.1	1,130.9	521.1	1,073.1	417.9
現在の投資額に対する将来の1年当たりの更新費用の割合 (%)	全国平均値 (加重)	107.3	94.5	286.4	230.0	83.9	113.1
	中央値	152.1	175.9	381.0	326.9	71.8	152.7

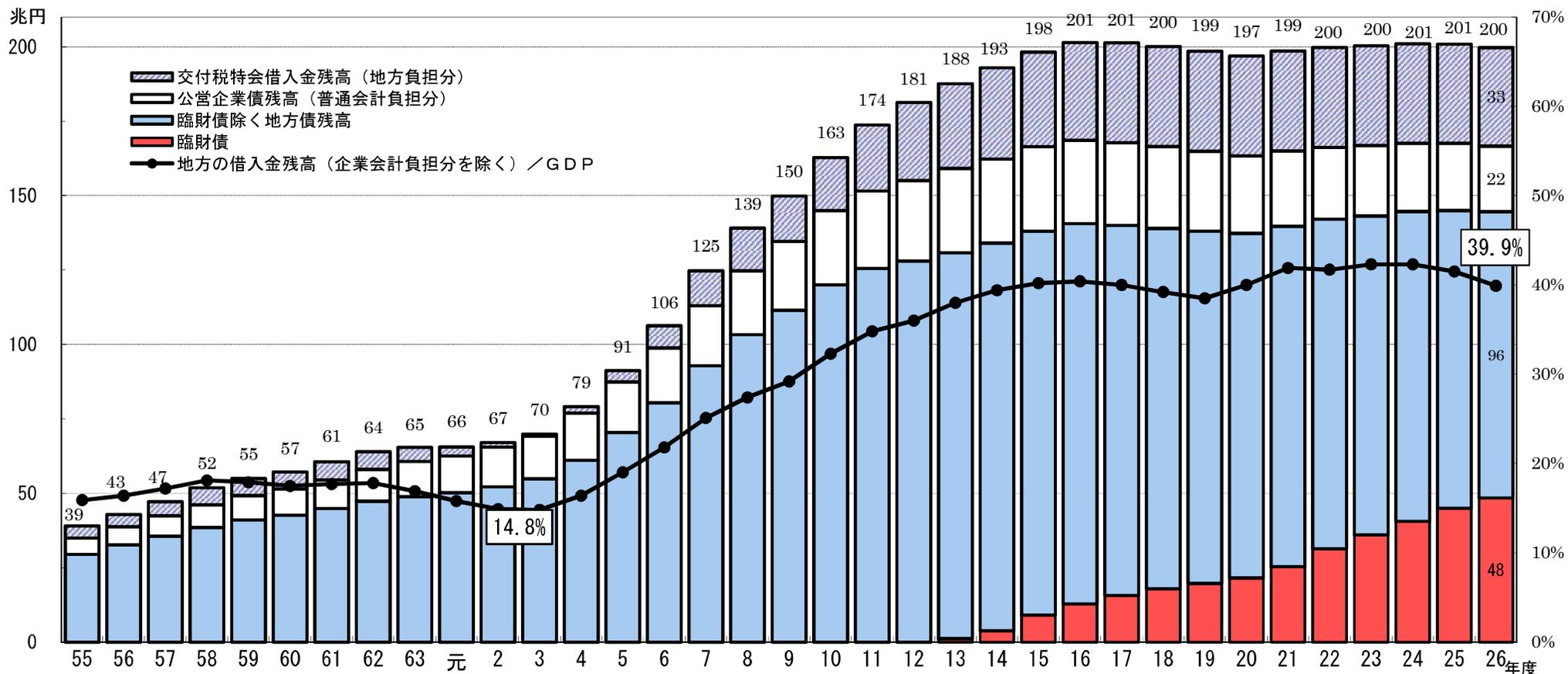
		公共施設 延床面積 (㎡/人)	道路面積 (㎡/人)	橋りょう 面積 (㎡/人)	上水道管 延長 (m/人)	下水道管 延長 (m/人)
人口1人当たりの公共施設の延べ床面積等	全国平均値 (加重)	3.22	31.99	0.26	4.09	3.60
	中央値	3.63	57.61	0.41	6.27	3.94

		公共施設 (建設後30年 以上)	橋りょう (整備後50年 以上)	上水道管 (整備後30年 以上)	下水道管 (整備後40年 以上)
老朽化の状況 (耐用年数まで10年未満及び耐用年数を超えたものの割合) (%)	全国平均値 (加重)	43.1	13.2	33.7	9.7
	中央値	39.2	12.9	30.3	0.0

耐震改修の状況 (耐震改修済みの施設及び耐震改修の必要がない施設の割合) (%)	全国平均値 (加重)	79.6
	中央値	82.9

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、26年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成24年度は決算ベース、平成25年度は実績見込み、平成26年度は年度末見込み。
 ※2 GDPは、平成24年度は実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

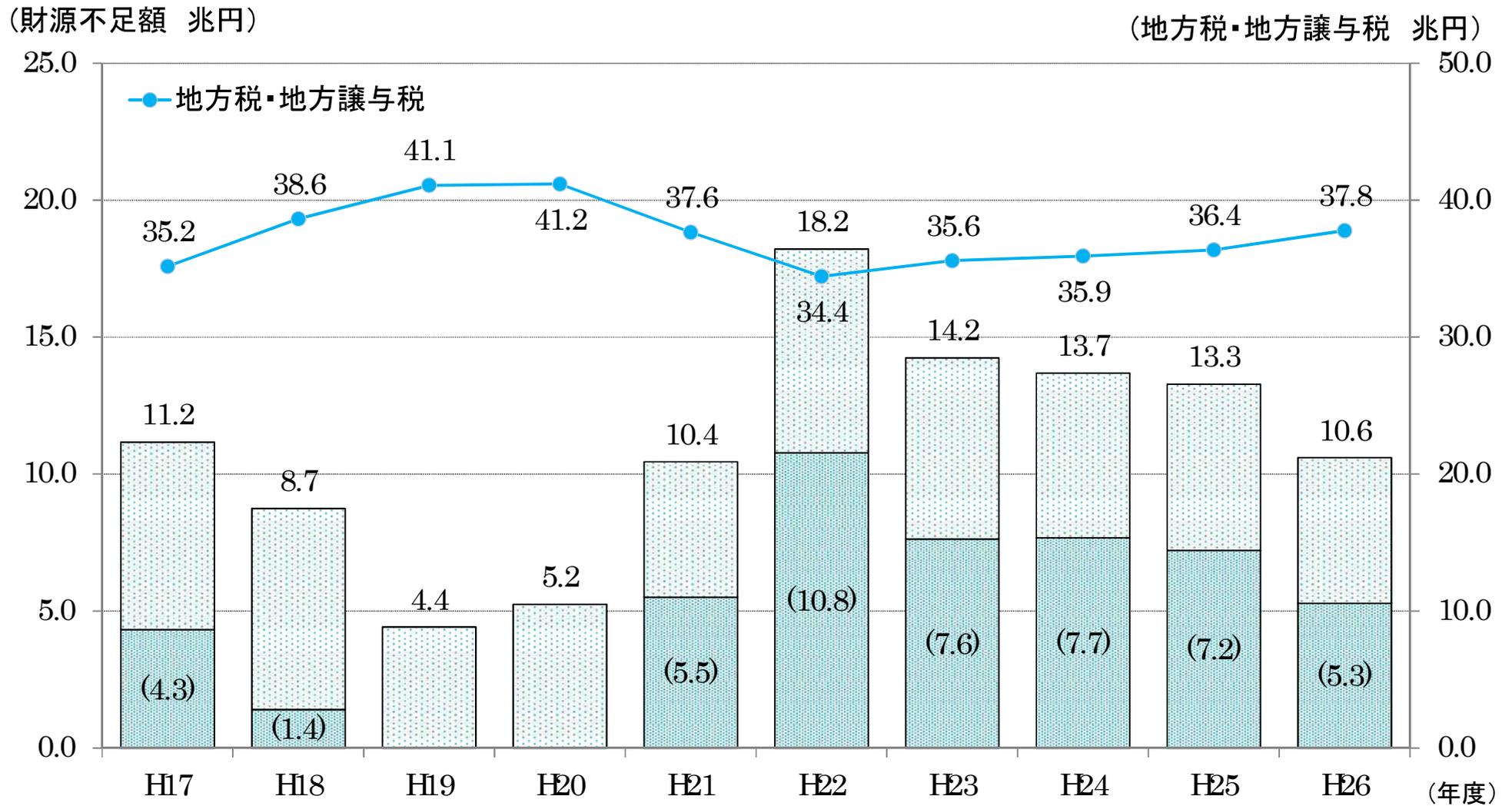
(参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25

地方の財源不足額と地方税収

○ 近年は巨額の財源不足が続いている状況。



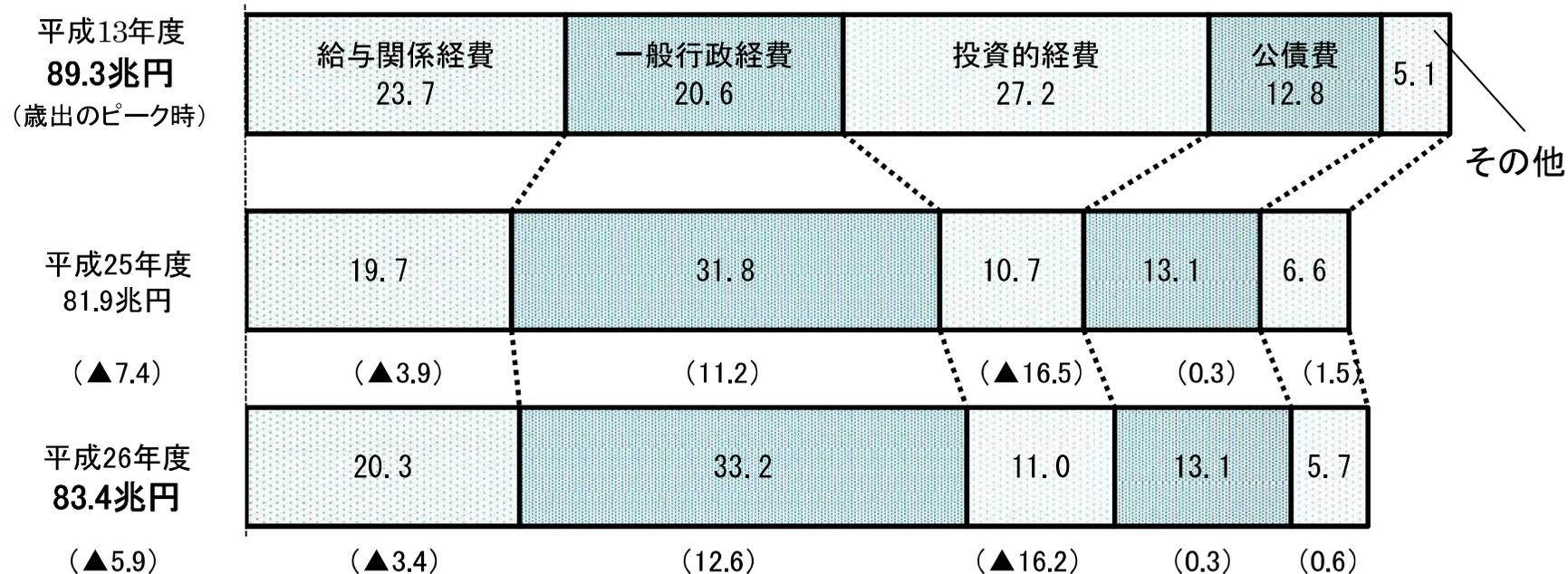
※ ()は折半対象財源不足額。

近年の財政健全化に向けた取り組み

社会保障関係費(一般行政経費に計上)が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減することにより、総額を縮減

【地方財政計画の推移】

(単位:兆円)



(注) ()は平成13年度と平成25, 26年度との増減比較

地方公務員の数H6: 328万人(ピーク時)→H24: 277万人(51万人、16%の減)

市町村合併の進展等により、市町村の数は半減、議員数も半減、職員数は2割減

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について（概要）

1. 調査の概要

- 平成25年9月1日現在で、解体撤去の意向のある公共施設等について調査（回答団体数：1,786団体）
（※現地建替等、他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は対象外）

2. 調査結果の概要

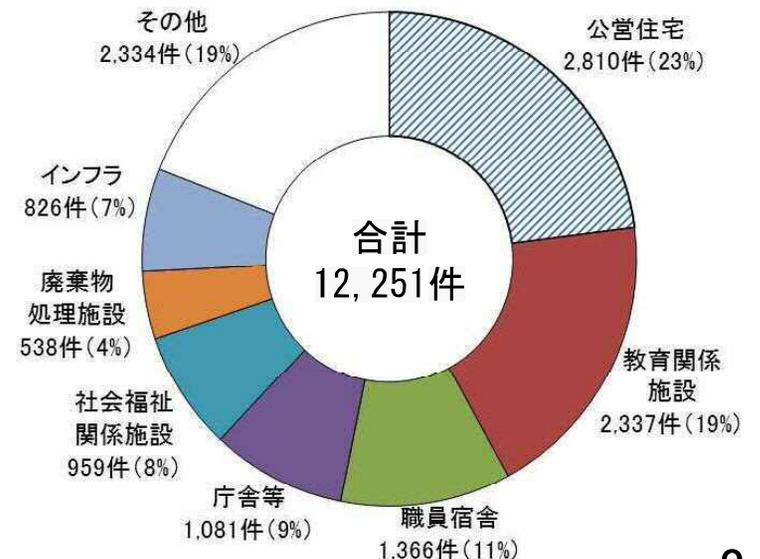
- 全国で12,251件の回答。このうち、1～2年以内に解体撤去の意向がある施設は、3,969件（32.4%）。時期未定のもも5,007件（40.9%）あり、今後、中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。
- 施設種別別の件数では、公営住宅が2,810施設（22.9%）で最も多く、次いで教育関係施設が2,337施設（19.1%）となっている。
- 施設の築年数については、全国平均で41年となっている。

【調査結果の概要（全国計）】

	合計	解体撤去の時期		
		緊急（1～2年以内）	数年程度後	未定
1 回答施設数(件)	12,251	3,969 32.4%	3,273 26.7%	5,007 40.9%
2 平均築年数(年)	41	42	41	42
3 解体撤去費用(百万円)	403,944	115,411 28.6%	127,567 31.6%	160,965 39.8%

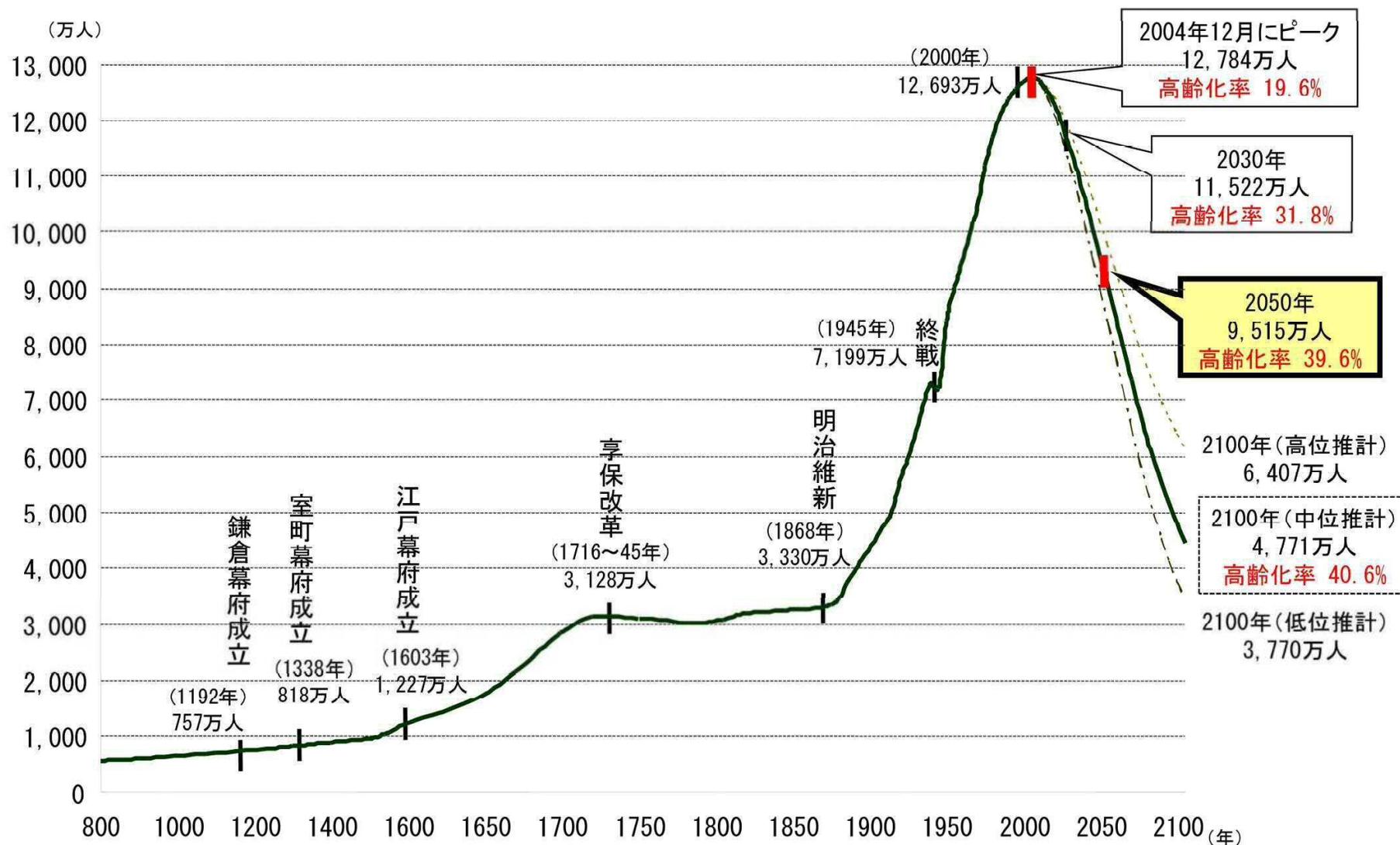
※各欄の値は当該項目の有効回答を集計したものであり、各項目の計は合計に一致しない場合がある。
※解体撤去費用(概算値)は、各団体からの有効回答を集計したものである。

【施設分類別の件数（全国計）】



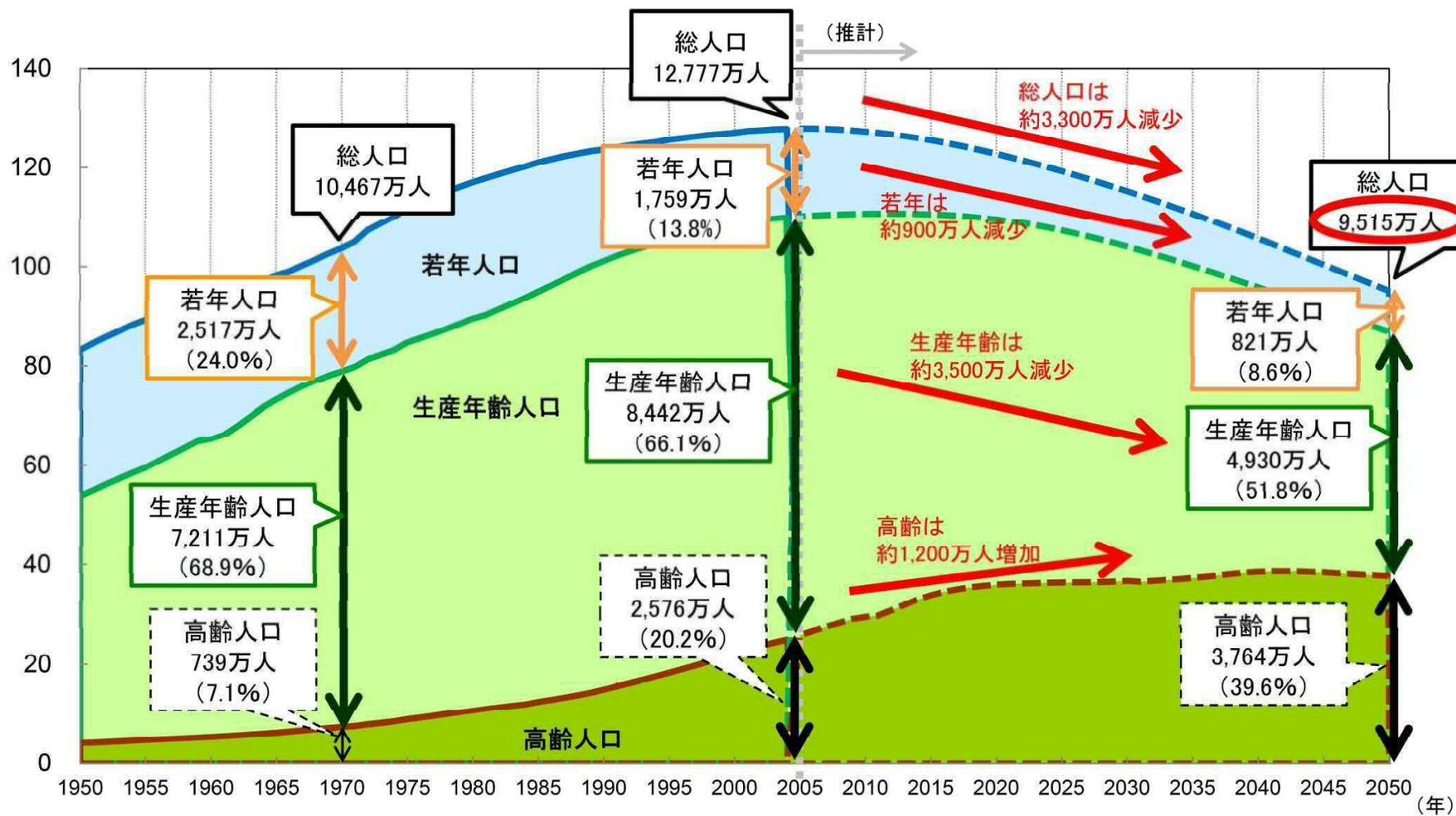
我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



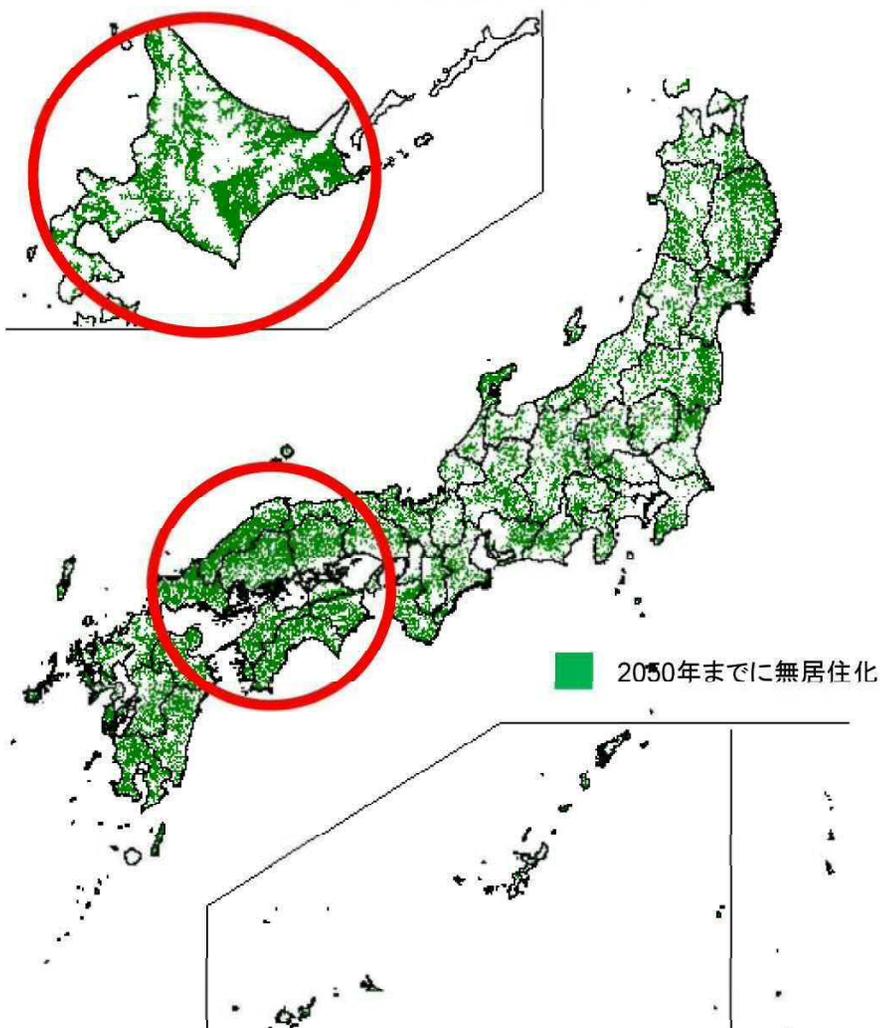
(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
 (注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている
 (注4) 1950～1969、1971年は沖縄を含まない

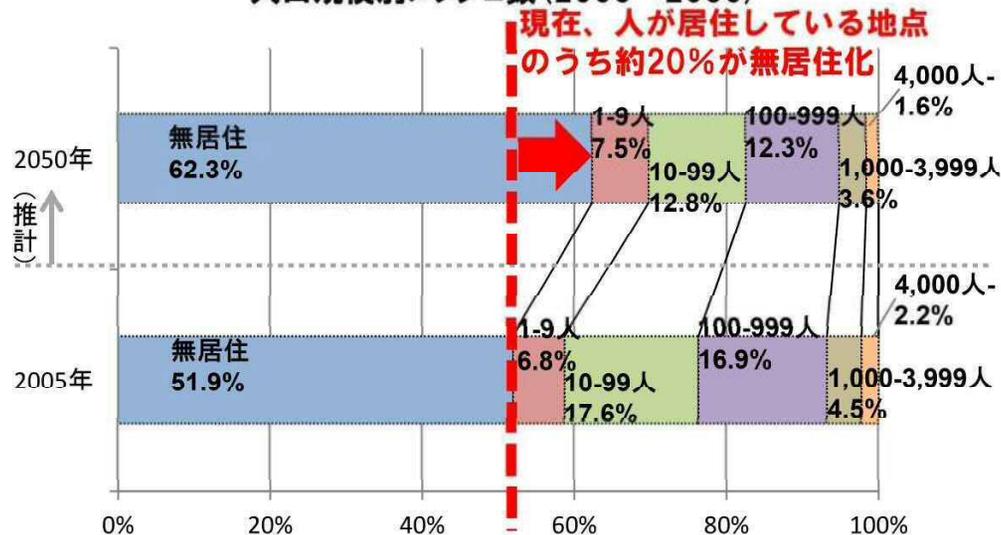
居住地・無居住地の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。

2050年までに無居住化する地点



人口規模別メッシュ数 (2005→2050)



2. 国における取組とインフラ 長寿命化基本計画

公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き①

① 「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告(総務省行政評価局)(H24)

勧告事項(H24.2)

(1) 法令台帳等の整備

- 1 国土交通省は、施設を適切に維持管理するため、法令台帳等の整備を徹底すること【空港、河川】
- 2 国土交通省は、管理者(地方公共団体)に対し、法令台帳等を適切に整備するよう要請すること【港湾、下水道、河川】

(2) 定期点検等の実施

- 1 国土交通省は、施設の安全性・信頼性を確保するため、定期点検・補修等の実施について、
 - ① 管理する施設の定期点検・補修等を適切に実施すること【空港、河川】
 - ② 管理者(地方公共団体)に対し、計画的かつ効率的な定期点検・補修等の実施が図られるよう必要な支援等を行うこと【港湾、空港、下水道、河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、点検調査・機能診断の計画的かつ効率的な実施が図られるよう必要な支援を行うこと【上水道】

(3) 長寿命化計画等の策定の推進

- 1 国土交通省は、長寿命化計画の策定等を推進するため、
 - ① ライフサイクルコスト縮減額の算出方法等の検討を計画的に推進すること【港湾】
 - ② 長寿命化を図るための劣化予測手法を取り入れた管理手法について検討すること【空港】
 - ③ 市町村等に対し、長寿命化対策の必要性の周知等の支援を引き続き行うこと【下水道】
 - ④ 維持管理計画を早期に策定すること。また、ライフサイクルコストを最小化するための算出方法等の検討を推進すること【河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、マクロマネジメントの実施の必要性等の一層の周知等の支援を行うこと【上水道】

改善措置状況(H24.9)

- 1 国土交通省は、不備のあった法令台帳等について、全て修正を終了【空港、河川】
- 2 国土交通省は、管理者(地方公共団体)に対し、法令台帳等を適正に整備するよう要請【港湾、下水道、河川】

- 1 国土交通省は、定期点検・補修等の実施について
 - ① 施設を管理している地方整備局、地方航空局等に対し、定期点検・補修等を適切に実施するよう指示【空港、河川】
 - ② 管理者(地方公共団体)に対し、計画的かつ効率的な定期点検・補修等の実施が図られるよう、講習会の開催等による必要な支援を実施。また、各種会議等により、定期点検・補修等の実施を要請【港湾、空港、下水道、河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、簡易支援ツールの提供など、アセットマネジメント導入のためのサポートを行う予定【上水道】

- 1 国土交通省は、長寿命化計画の策定等を推進するため、
 - ① ライフサイクルコストの縮減額の算出方法等について、維持管理費を簡便に算出するためのツールを開発中【港湾】
 - ② 今後、長寿命化を図るための劣化予測手法を取り入れた維持管理手法を確立させる予定【空港】
 - ③ 市町村等に対し、各種会議等において、長寿命化対策の必要性等を周知【下水道】
 - ④ 地方整備局等に対し、長寿命化計画の早期の策定について指示。また、ライフサイクルコストの最小化に向けて、維持管理費の将来推計手法の検討等を推進【河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、マクロマネジメントの実施の方法等について周知【上水道】

公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き②

② トンネル等の緊急点検・集中点検 (H25)

中央自動車道 笹子トンネル天井板落下事故の発生【H24.12】



【緊急点検】トンネル内道路附属物(ジェットファン、照明、標識等)

管理者	点検対象トンネル	点検実施状況 (H25.12末)
国	約1,400本	100%
高速道路会社	約1,800本	100%
地方公共団体	約6,200本	97%



トンネル内
道路附属物点検

【集中点検】主な幹線道路における橋梁、トンネル 等

管理者	点検対象橋梁	点検対象トンネル	点検実施状況 (H25年度末見込み)
国	約2.8万橋	約1,400本	完了
高速道路会社	約1.7万橋	約1,800本	完了
地方公共団体	約40万橋	約7,200本	約8割



橋梁点検

公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き③

③ 「経済財政運営と改革の基本方針」(H25)

「公共投資などの分野への民間参入を促し、民間の資金やノウハウを活用することが重要である。

インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく作ること」から「賢く使うこと」への重点化が問題である。今後は、民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化・サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PEIを積極的に活用する。

PPP/PEIの抜本改革を通じて公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備・運営・更新を実現する。」

④ 「日本再興戦略-JAPAN is BACK」(H25)

○インフラ長寿命化基本計画の策定

- 本年秋頃までに、国としてのインフラ長寿命化基本計画(基本方針)を取りまとめる。…(略)…
- また、基本計画に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する。これにより、個別施設ごとの長寿命化計画策定の着実な推進を図り、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現する。
- その際、研究開発、実証、導入など開発段階に対応した新技術導入等の計画を明記するとともに、国の体制整備等による自治体の支援を行うこととする。

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の确实かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見直し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

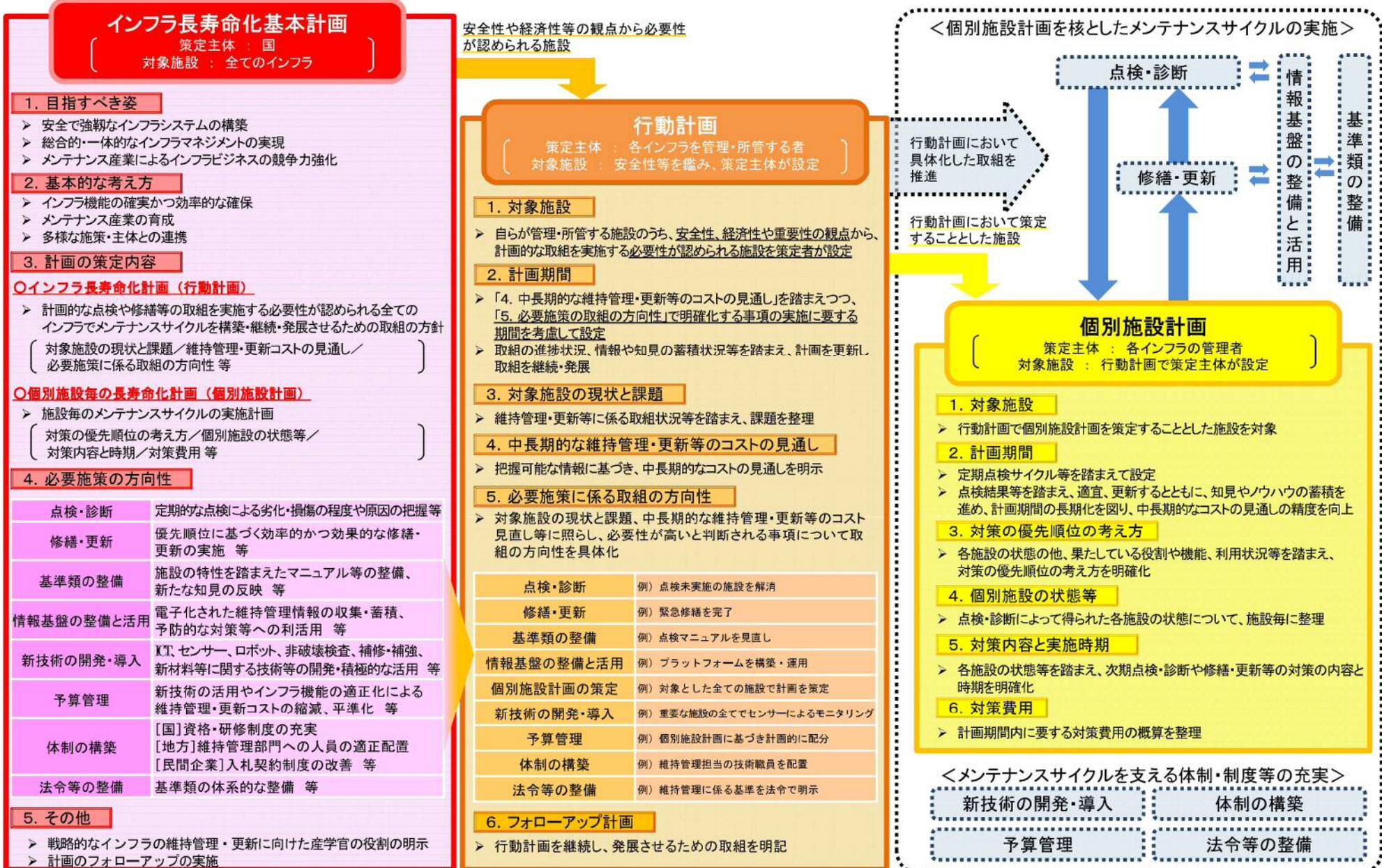
4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減・平準化 等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、 国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

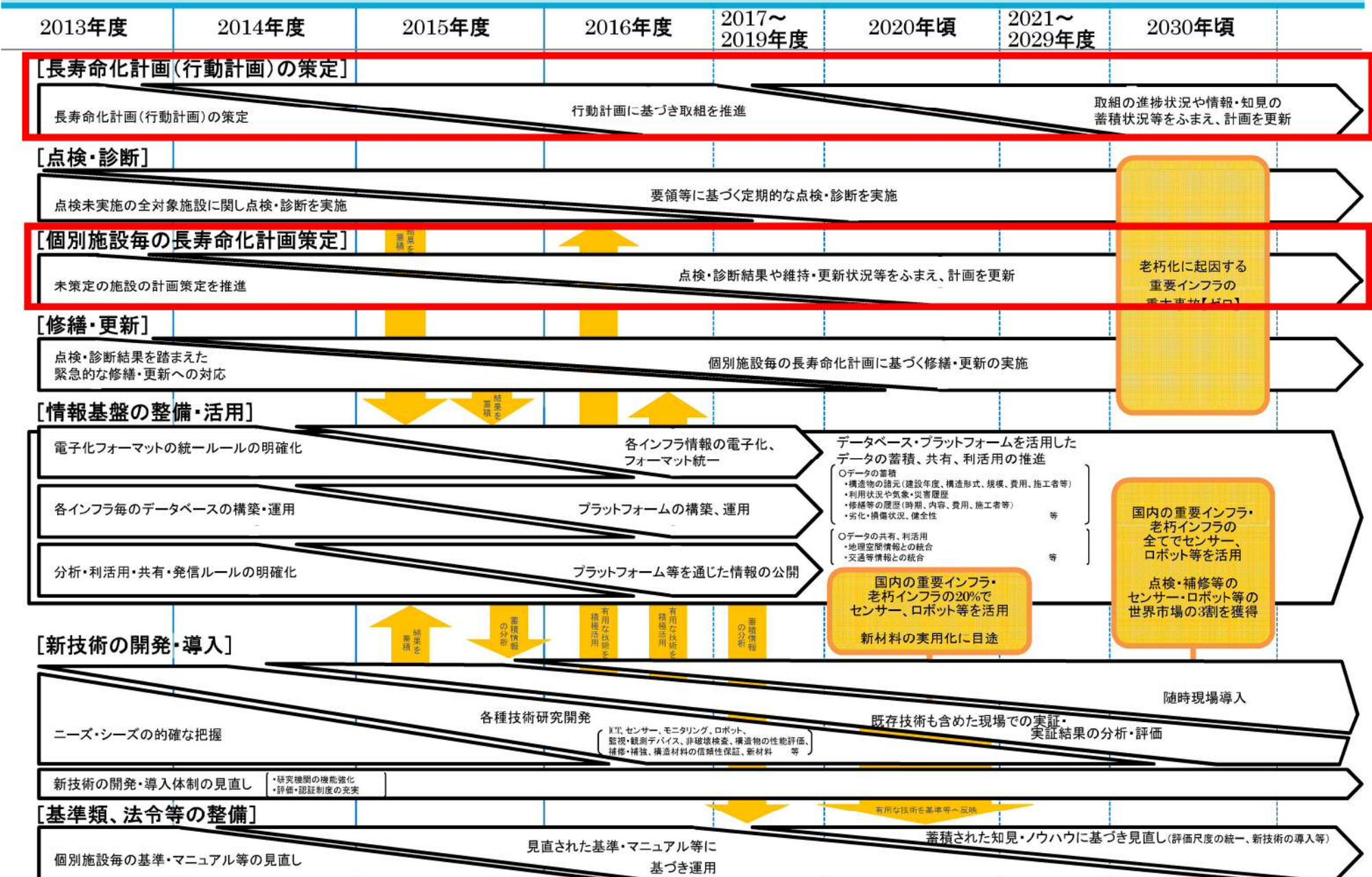
- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)



インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ) ※本文より抜粋

内閣官房HPより



3. 総務省の取組と公共施設等 総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。

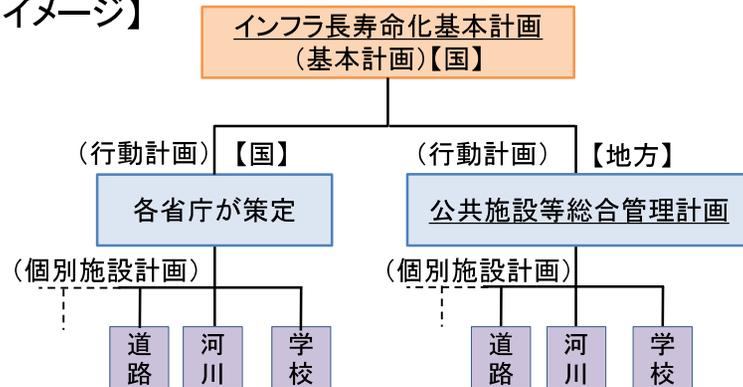
取組の内容

(1) 「公共施設等総合管理計画」の策定要請

(平成26年4月22日総務大臣通知)

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう要請

【イメージ】



(2) 「公共施設等総合管理計画」の策定支援

地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定を促進するための支援を実施

<支援の内容>

- ・計画策定に当たっての指針を发出
- ・計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

【特例期間】

平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%
(資金手当)

【地方債計画計上額】

300億円(一般単独事業(一般)の内数)

促進

※ 計画を実行する上でPPP/PFIは有効な手段であり、計画の策定に際して、積極的な活用を検討を要請

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、地域社会の実情に合ったまちづくりや国土強靱化の推進にも寄与

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

民間からの提案・投資促進

公共施設等総合管理計画のポイント

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。

総合管理計画に記載すべき事項

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析。

【主な分析項目】

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

※ これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とする。

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）③

総合管理計画に記載すべき事項

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

【主な記載項目】

(1) 計画期間(10年以上)

【例】平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとする。(名古屋市)

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

【例】平成22年4月に新設された財産経営課が中心となり、関係部局と連携しファシリティマネジメントの推進を図る。また、各取組を効率的、かつ、効果的に推進するため、既存の庁内会議(県有施設建築計画検討会議等)を活かしつつ、財産管理統括課、技術支援担当課、各部局(県営住宅、教育施設、警察本部、企業庁)の施設管理統括課等が連携した推進体制づくりを行う。(神奈川県)

(3) 現状や課題に関する基本認識

【例】市設建築物は昭和40年代から60年代を中心に建設が行われ、公共土木施設は昭和30年代の高度経済成長期の始まりを境に集中的に整備されてきた。このため、今後、老朽化する公共施設が増加すると見込まれることから、これに対応した計画的な維持管理が必要である。(名古屋市)

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（次ページ以降で詳述）

(5) フォローアップの実施方針

【例】PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行う。また、PDCAサイクルによる評価を踏まえ、基本方針の見直しを行う。(長野県)

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（※ 個別施設計画との整合性に留意。）

施設類型(道路、学校等)ごとに、その特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載。24

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）④

総合管理計画に記載すべき事項

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について、管理に関する考え方を記載。

【例】将来の施設整備費を近年と同程度と仮定した場合、持続可能で健全な施設の維持管理には、現在の保有資産量から床面積で約1割程度の削減が必要と試算される。保有資産量を減らしても適切なサービスを提供できるようにするためには、施設毎の機能や利用実態を踏まえて、類似・重複した機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備を図る必要がある。（名古屋市）

【記載事項】

① 点検・診断等の実施方針

【例】長期保全計画の作成にあたっては、劣化診断を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。（群馬県）

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【例】各整備内容ごとの計画保全の時期を過ぎた既存施設について、リニューアル改修や改築に至る前に施設の安全性や、快適性を含む施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう、応急保全を実施する。実施にあたっては、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新する。（名古屋市）

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載。

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑤

総合管理計画に記載すべき事項

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

（４）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【記載事項（その２）】

④ 耐震化の実施方針

【例】神戸市耐震改修促進計画が定める一般営繕施設について、27年度までに、耐震化率100%の目標を達成するために計画的・効果的な施設整備を図るなどの実践支援をする。（神戸市）

⑤ 長寿命化の実施方針

【例】「長寿命化対象施設」は、現行の平均的な40年の建替え周期を65年へと延長して設定し、経済的且つ効果的な保全措置を講じて築後平均使用年数を延長し、40年で建替える場合に比して、LCC(ライフサイクルコスト)を5カ年で30%以上低減し、次の5カ年も同様とする。（神戸市）

⑥ 統合や廃止の推進方針

【例】施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。（さいたま市）

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【例】多岐にわたるファシリティマネジメント業務を推進するにあたって、職員一人ひとりが、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要である。そのために、施設ごとにファシリティマネジメント推進員を設置し、ファシリティマネジメントに必要な研修を実施するなど、必要な取組を行う。（静岡県）

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑥

総合管理計画策定にあたっての留意事項

一 行政サービス水準等の検討

- あるべき行政サービス水準を検討。

【例】市が施設を保有し続ける必要性など、施設の適正化について検討します。（相模原市）

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態や現状における取組状況に基づき策定。
- 不断の見直しを実施し順次充実。

三 議会や住民との情報共有等

- 議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定。

【例】持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、市民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有することが重要である。公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示する必要がある。（名古屋市）

四 数値目標の設定

- 計画の実効性を確保するため、目標の定量化に努める。

五 PPP/PFIの活用について

- 民間活力の活用のため、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努める。
- PPP/PFIの積極的な活用を検討。

【例】PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。（さいたま市）

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

- 圏域の市区町村の公共施設等も念頭に、広域的視野をもって総合管理計画を検討。

【例】公共施設の最適化を図るにあたっては、あらゆる用途の施設を全て自前で整備するフルセット主義を前提とするのではなく、近隣市と公有財産（施設等）を相互利用するなどの基礎自治体間の広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。（堺市）

七 合併団体等の取組について

- 合併団体や過疎地域等においては、特に早急に総合管理計画の策定を検討。

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑦

その他

一 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)について

総合管理計画は、平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体においてインフラ長寿命化計画(行動計画)に該当。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となる。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を参考にされたい。

四 更新費用試算ソフトの活用について

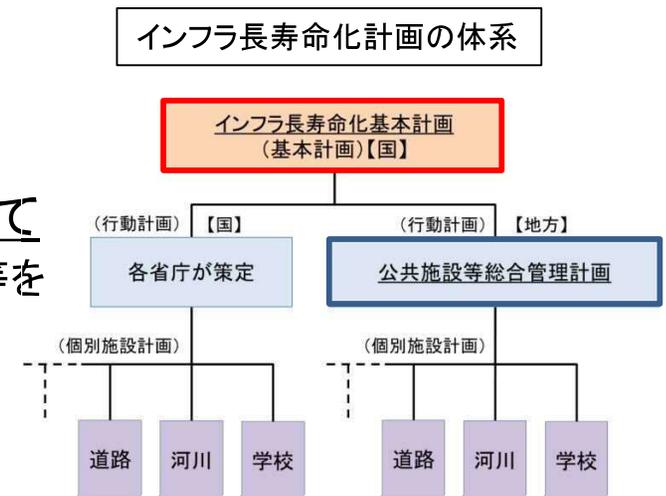
更新費用試算ソフトを必要に応じ活用。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

六 地方公会計(固定資産台帳)との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。



公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑧

その他

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

公共施設マネジメント取組状況調査結果（H26.1）

※ 東京都大島町は無回答（台風災害のため）

区分	合計	都道府県	指定都市	指定都市以外の 市区町村	
	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	
回答団体数	1,788	47	20	1,721	
H25年度までに基本方針を策定	334 (18.7%)	30 (63.8%)	17 (85.0%)	287 (16.7%)	
H26年度に基本方針を策定(予定)	117 (6.5%)	7 (14.9%)	3 (15.0%)	107 (6.2%)	
現在までに取組開始またはH26度までに取組予定	1,327 (74.2%)	40 (85.1%)	20 (100.0%)	1,267 (73.6%)	
公共施設マネジメントの主管課が決定	707 (39.5%)	22 (46.8%)	17 (85.0%)	668 (38.8%)	
主管課	財産管理担当課	300 (42.4%)	14 (63.6%)	7 (41.2%)	279 (41.8%)
	財政担当課	94 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	93 (13.9%)
	行革担当課	93 (13.2%)	2 (9.1%)	2 (11.8%)	89 (13.3%)
	企画政策担当課	143 (20.2%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)	141 (21.1%)
	その他	77 (10.9%)	6 (27.3%)	5 (29.4%)	66 (9.9%)

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要） ⑨

先進団体の事例（さいたま市の事例①）

現状と課題

多くの公共施設を保有している

- 施設数：約1,700施設
- 建物の床面積：約260万㎡
- 建物の床面積割合：
 - 学校教育系 約51%
 - 行政系 約11%
 - 市民文化・社会教育系 約9%

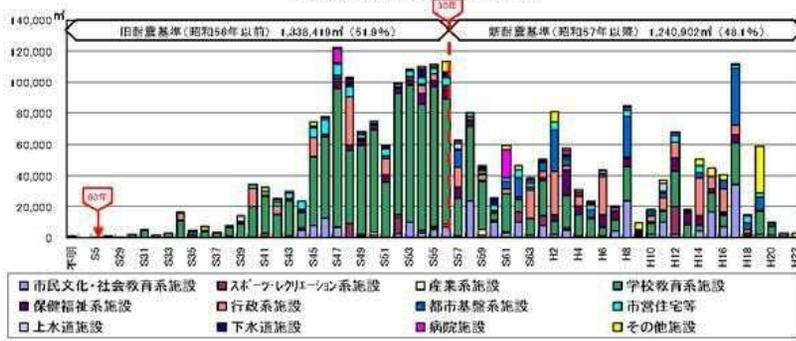
今後、大規模改修や建替えの大きな波が訪れる

- 昭和40～50年代築の建物が多い
- 旧耐震基準の建物の床面積割合は約52%
- 特に学校、市営住宅などで老朽化が進展

公共施設の分野別床面積の割合と老朽化の状況



公共施設の建築年別の床面積の状況



人口・ニーズ

今後、急速に少子高齢化が進展しつつ人口が増加から減少に転ずる

- 全国の政令市の中でトップスピードで高齢化と少子化が同時進行
- 平成27～32年を境に人口減少に転ずる

地区によって傾向が大きく異なる

- 市平均地域、郊外型高齢化進展地域、都心型高齢化進展地域、若年層集積地域など、地区により傾向が異なる

市全体の人口動態(推計)及び「市平均地域」の例

さいたま市

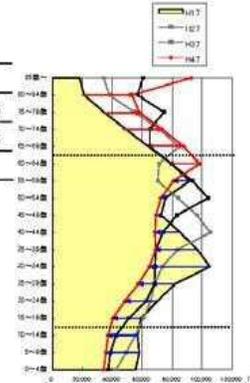
総人口(単位千人・%)

H17	1,176千人
H27	1,210千人 102.9%
H37	1,194千人 101.5%
H47	1,142千人 97.1%

(%はH17年を基準)

高齢化率
(65歳以上人口比率)

H17	15.9%
H27	23.4%
H37	27.0%
H47	32.0%



公共施設マネジメントの必要性

公共施設の改修・更新コストの大幅な増加による破綻回避の必要性

- 従来の延長では破綻または他の行政サービスに重大な影響を及ぼす
- 更新の波が訪れる前、早期にマネジメントに取り組む

全庁的なデータの整理・収集・管理体制整備の必要性

- 公共施設に関するフルコストや利用・効果に関するデータの収集・分析が必要
- データが所管部局で個別に保有・管理され不統一

全市的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中の必要性

- 既存の公共施設のすべてを維持することは困難
- 全庁的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中による資源の効果的活用も必要

市民との情報・問題意識の共有、協働での取り組みの必要性

- 市民と情報・問題意識を共有し、市民の理解を得るとともに、市民の施設の管理・運営への参加しやすい環境整備が必要
- 民間のノウハウや活力を取り入れることも必要

施設

財政

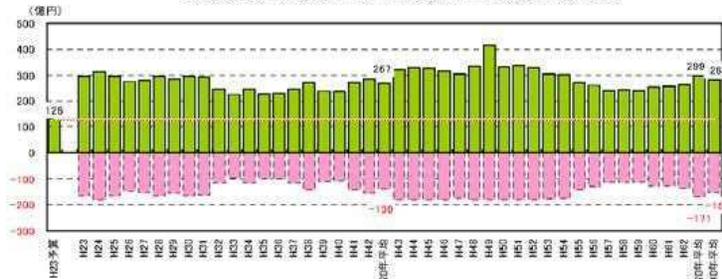
投資的経費全体を抑制する一方、改修・更新コストは増加傾向

- 平成18～20年度の市民関連施設にかかる投資的経費は横ばい
- 一方で維持補修・改修経費は増加傾向

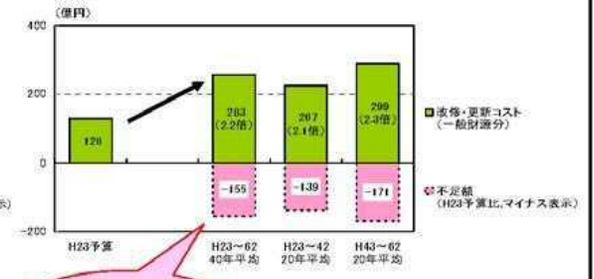
今後、さらに大幅に改修・更新コストが増加し、多額の財源不足に

- 現状の施設を維持すると、今後40年の年平均で155億円の財源不足(投資額(一般財源)が同じなら45%しか維持できない)

現状の公共施設の改修・更新にかかる経費(一般財源分)の単認み



現状と今後40年(及び前半20年・後半20年)の平均との比較



一般財源ベースで年平均155億円の不足

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要） ⑩

先進団体の事例（さいたま市の事例②）

全体方針

「さいたま方式」の次世代型公共施設マネジメントの確立・発信

さいたま市の地域特性を反映した公共施設マネジメント

- ・県庁所在地の政令指定都市であること
- ・旧4市の合併市であること
- ・高齢人口の急増が見込まれること

さいたま市オリジナルの取組みを前提とした公共施設マネジメント

- ・すべての公共施設を対象とすること
- ・トップマネジメントによって推進すること
- ・数値目標を明示すること
- ・財政と連動させること
- ・モデルケースを推進力とすること
- ・市民との問題意識の共有・協働を推進すること

大方針

【ハコモノ三原則】

■新規整備は原則として行わない（総量規制の範囲内で行う）

- ・長寿命化、アセットマネジメントなど適正な管理を行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。
- ・新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。

■施設の更新（建替）は複合施設とする

- ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。
- ・施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。

■施設総量（総床面積）を縮減する（40年間で15%程度の縮減が必要）

- ・本市の施設全体の総床面積を40年間で15%程度縮減することが必要であり、スクラップアンドビルドを徹底する。
- ・総人口が今後25年で5%減少することを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小することを基本とする。
- ・旧市単位で設置され重複している施設、分野（小分類）を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。
- ・改修・更新コスト、維持管理コストを縮減する。

【インフラ三原則】

■現状の投資額（一般財源）を維持する

- ・少子高齢化、人口減少に対応した持続可能な都市づくりを推進する。
- ・本市のインフラは十分な水準に達していないため、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。

■ライフサイクルコストを縮減する

- ・長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進する。
- ・PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。
- ・道路や公園などの公共空間の立体利用や公共空間の有効活用により、コストの縮減及び自主財源の確保を図る。

■効率的に新たなニーズに対応する

- ・バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を推進する。

全体目標

5つの柱

・中長期的な視点からのマネジメント

- ・ライフサイクルコストの把握・管理に基づく、長期的なマネジメント
- ・人口動態・人口構成の変化による需要・ニーズの変化に対応したマネジメント
- ・時代の要請に対応したマネジメント
- ・あるべき姿を踏まえた計画的・戦略的なマネジメント
- ・公共施設マネジメント基本条例の制定等を含めた、中長期的な枠組みによるマネジメント

・全庁を挙げた問題意識の共有と体制整備によるマネジメント

- ・トップマネジメントによるマネジメント
- ・数値目標の明示、施設の現状の把握と問題意識（切迫感）の共有、PDCAを前提としたマネジメント
- ・個別計画との整合・調整を踏まえたマネジメント

・財政と連動した実効性の高いマネジメント

- ・施設の維持管理・改修・更新にかかるコストの実態を踏まえたマネジメント
- ・今後の改修・更新にかかるコスト試算が財政に与える影響を踏まえたマネジメント
- ・予算編成方式を含めた実効性の高いマネジメント

・施設の実態を踏まえ、「機能重視型」・「ネットワーク型」に転換するマネジメント

- ・「施設重視型」から「機能重視型」に転換するマネジメント
- ・「フルスベック型」から「ネットワーク型」に転換するマネジメント
- ・施設の実態を踏まえたマネジメント
- ・適切な評価指標を用いたマネジメント
- ・システム化等による一元化したマネジメント
- ・「機能複合化」・「用途見直し」を含むマネジメント

・市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント

- ・白書発行による市民等との問題意識の共有を踏まえたマネジメント
- ・受益者負担と管理方法のバランスを図るマネジメント
- ・施設の維持管理・運営に市民の参加を促進するマネジメント
- ・PPPの推進によるマネジメント

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑪

その他

四 更新費用試算ソフトの活用について

更新費用試算ソフトにより、公共施設等の整備状況の可視化や将来の更新費用の試算などを行うことが可能であり、公共施設マネジメントにも資する。

<試算の考え方>

総務省HPからアクセス可能
<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

◆ 推計の対象

1. 市町村の公共施設（普通会計の建築物及び病院）及びインフラ資産（道路、橋りょう、上水道及び下水道）

◆ 推計の手法

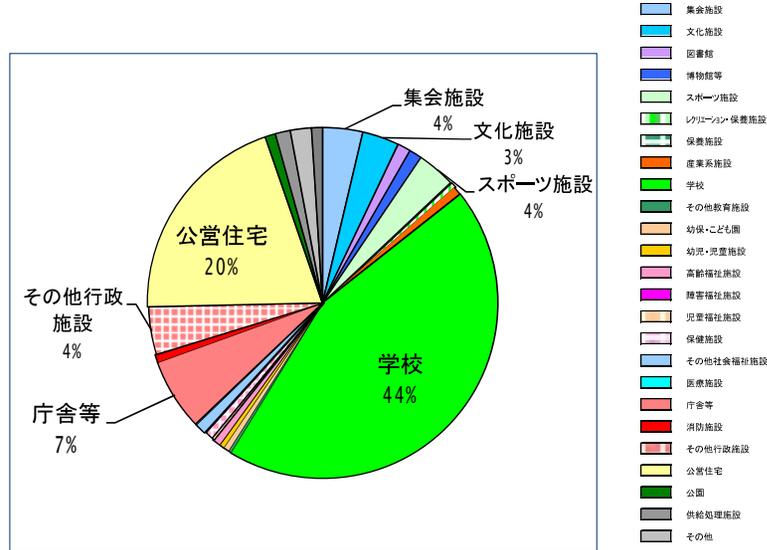
1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

	更新の考え方	数量	資料
公共施設	60年で建替え（30年で大規模改修）	延床面積（㎡）	公有財産台帳
道路	15年で舗装部分の更新（打換え）	面積（㎡）	道路施設現況調査
橋りょう	60年で架替え	面積（㎡）	道路施設現況調査
上水道管	40年で更新	延長（m）	水道統計調査
下水道管	50年で更新	延長（m）	下水道事業に関する調書

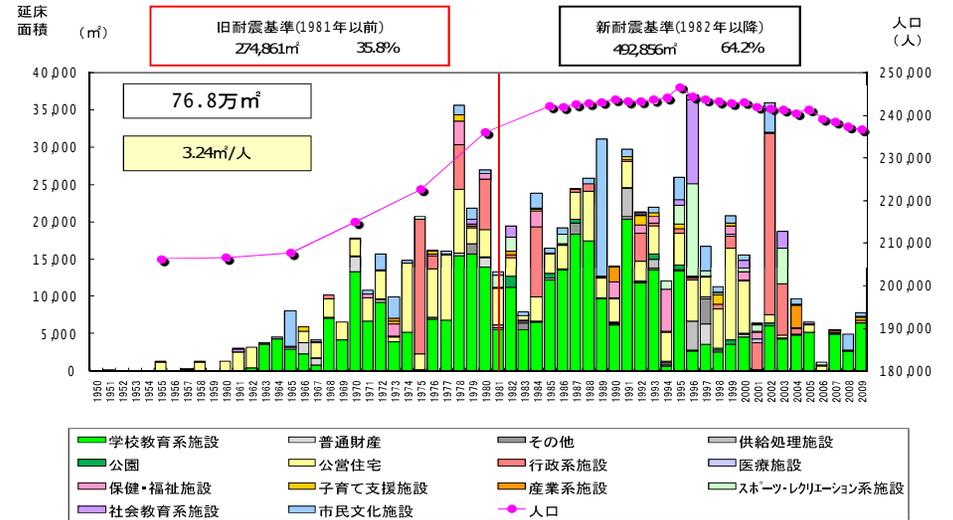
公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要） ⑫

更新費用試算ソフトによる試算イメージ

公共施設の建物面積の内訳



公共施設の築年別整備状況

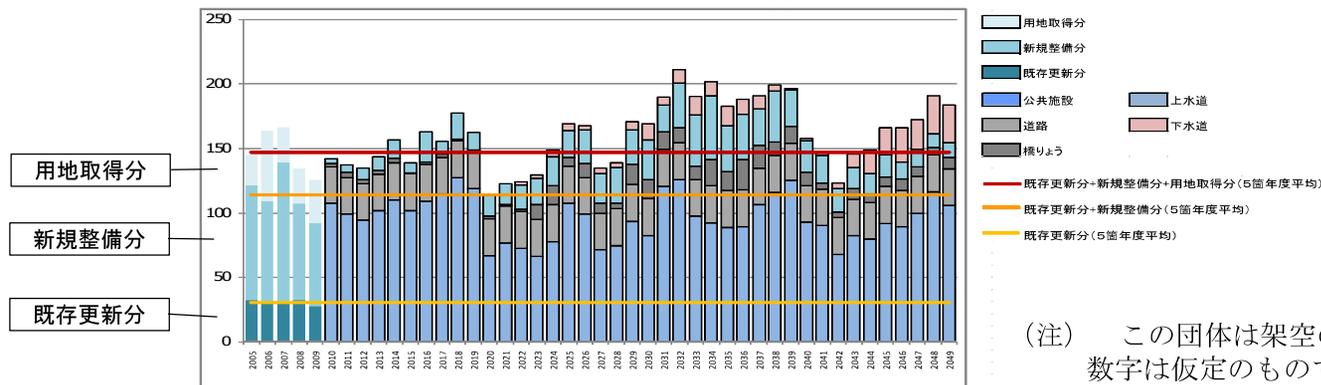


公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算

このグラフはインフラ資産及び公共施設の将来の更新費用の試算結果の合計を示したものである。

40年間整備額 6,455.9 億円

1年当たり整備額 161.4 億円



(注) この団体は架空のものであり、数字は仮定のものであります。

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑬

その他

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）

〔 平成26年度以降当分の間、充当率75%（資金手当）
平成26年度地方債計画計上額 300億円（一般単独事業債（一般）の内数） 〕

【参照条文】

○地方財政法（抜粋）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

○地方債に関する省令（抜粋）

（法第三十三条の五の八の計画に定める事項）

第二条の十四 法第三十三条の五の八に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体における公共施設等（法第三十三条の五の八に規定する公共施設等をいう。次号において同じ。）の現況及び将来の見通し
- 二 地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

公共施設等総合管理計画の提出

- 事務連絡発出に際して提示した確認リストにより、各団体において適債性を確認する。
- 公共施設等総合管理計画の策定は、適債性の要件となっているため、総務省（市町村分については各都道府県の市町村担当課）においても、地方債の同意等に当たり、計画が指針に合致しているかを確認。
- スケジュール ※ 詳細は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の提出について」（平成26年5月22日財務調査課事務連絡）に記載。

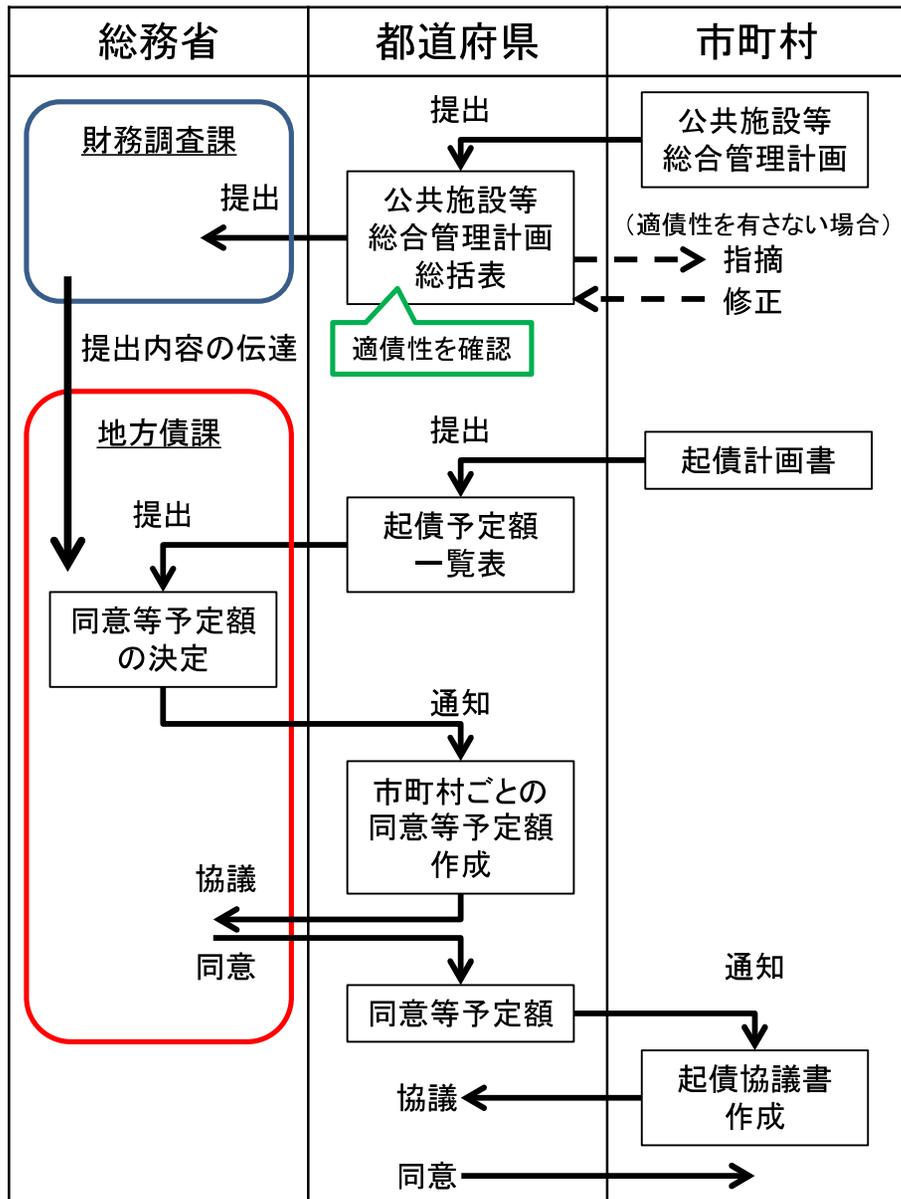
（簡易協議等）第1次分から

（届出・報告）条件決定日が7月のものから

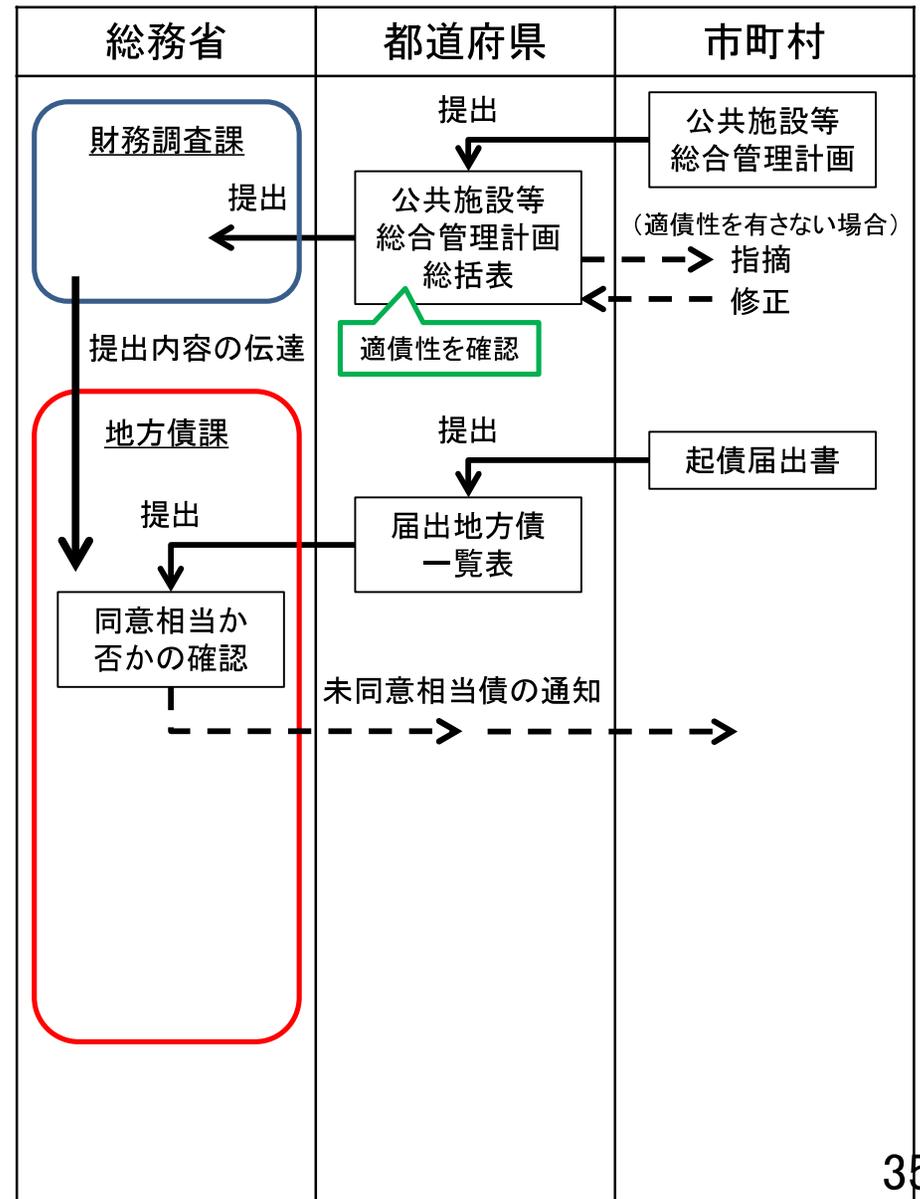
} 6月上旬提出締切

公共施設等の除却に係る地方債に関する手続き（市町村分イメージ）

簡易協議の場合

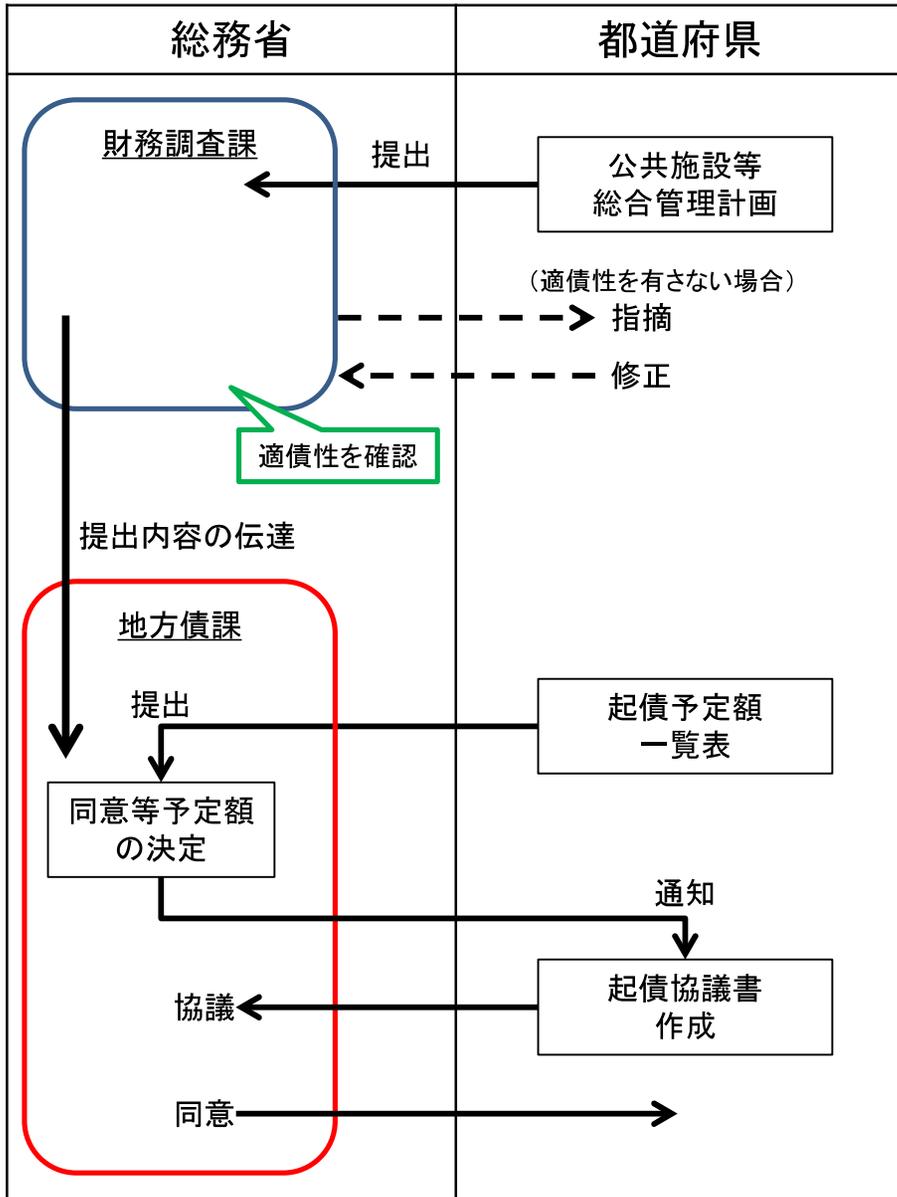


届出の場合

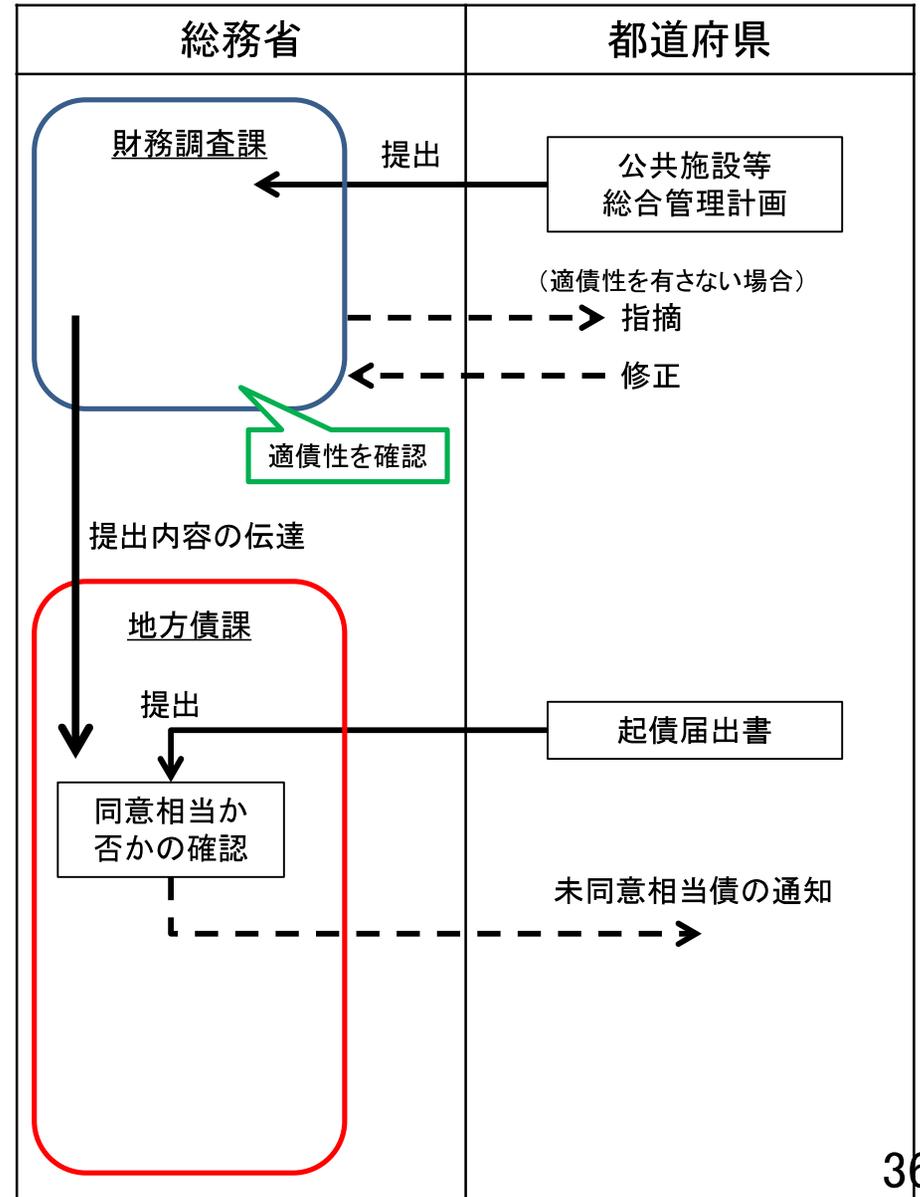


公共施設等の除却に係る地方債に関する手続き（都道府県分イメージ）

簡易協議の場合



届出の場合



公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要） ⑭

その他

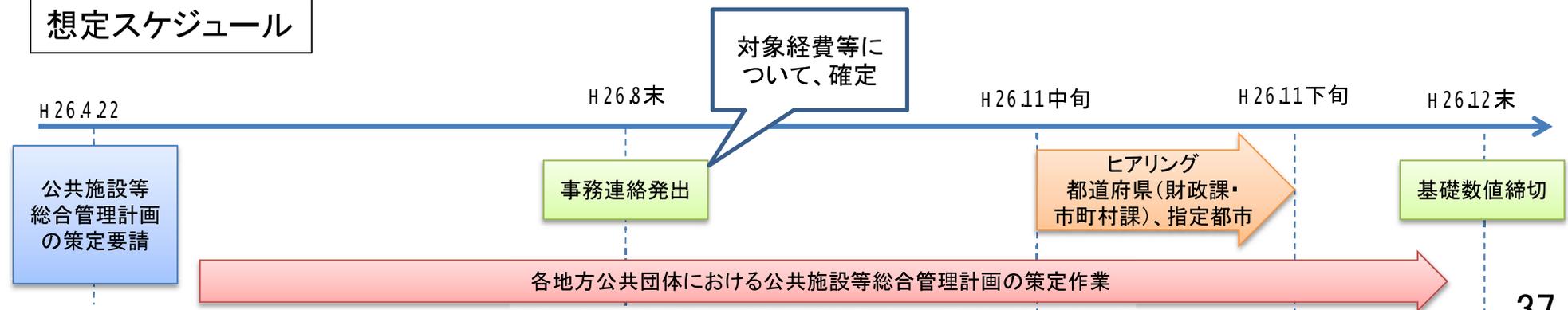
五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率1／2）

- ◆ 平成26年度からの3年間（平成26年度は3月分）
- ◆ 措置率1／2
- ◆ 特別交付税措置の対象となる計画であることを確認リストにより確認（総務省及び各都道府県）。
- ◆ 対象経費の例（今後更に詳細を検討するため、対象経費の追加・変更がありうる）

- ・ 先進自治体視察、職員研修に要する経費（旅費等）
- ・ 専門家等を交えた研究会の実施、専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）
- ・ 近隣団体との連携検討・協議に要する経費（旅費、施設利用料等）
- ・ 施設情報の整理・一元化等に要する経費（賃金等）
- ・ 市民への普及・啓発活動等に要する経費（印刷費、施設利用料等）
- ・ 計画の作成に要する事務費（印刷費、消耗品費等） ※ これらの対象経費は、委託料として支出する場合も含む。

想定スケジュール



その他

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用に役立つ。

公有財産台帳との主な相違点

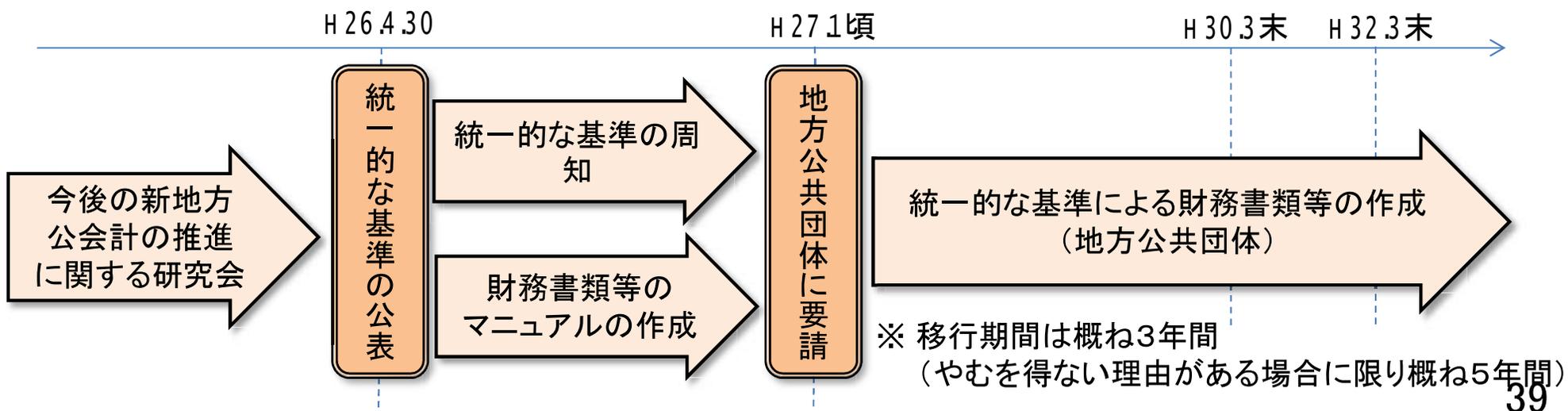
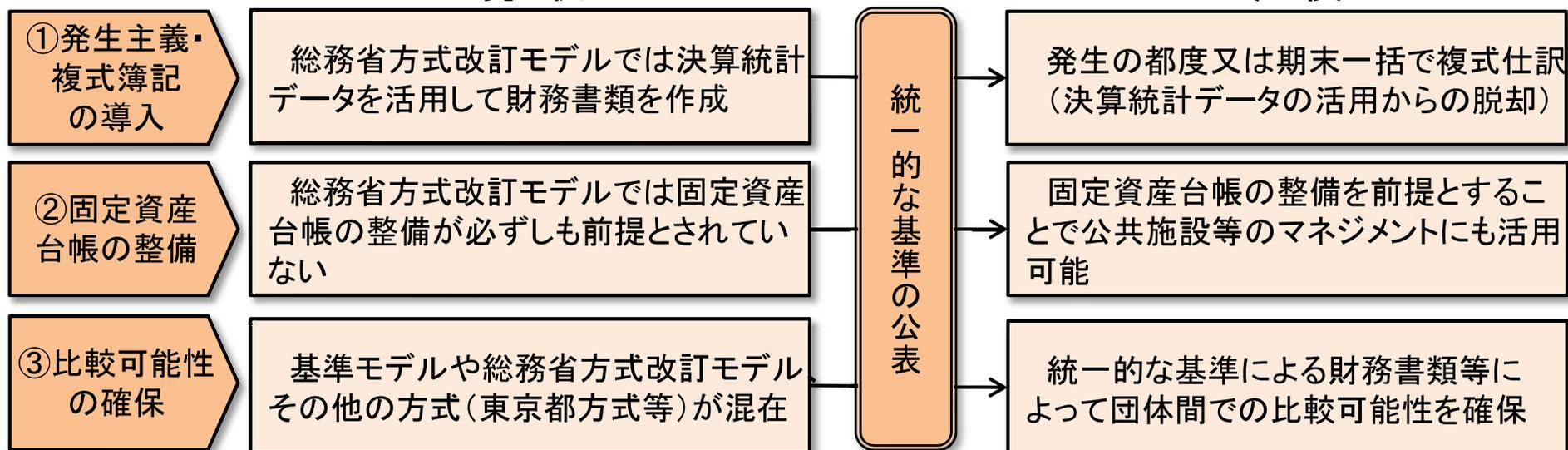
	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など公有財産台帳上に整備されていない資産もある）	すべての資産
金額情報	なし（原則）	あり
減価償却	なし	あり

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。

現 状

今 後



海老名市は、市有施設の更新問題を考える上で基礎資料になる公共施設白書を作成した。全118施設ごとの管理コストや老朽化の度合いを示し、将来不足する費用を初めて試算、公表した。専門家らによる公共施設再編計画策定委員会を4月に設置、施設仕分け、に向けた作業を本格化させる。

(山口 譲二)

海老名市 施設維持に2300億円

今後65年間 仕分け本格化へ

白書によると、市人口は1口が増加した昭和40～50年2003年、現在の約3千人、代に学校が集中的に建設された後、減少に転じる。市税収入も同様に推移する。みられ、施設維持に必要な今後65年間の費用などを試算した。

それによると、市民利用施設は118施設で、延べ床面積の合計は約24万平方メートル。高層経済成長に伴い、

が多い。少子高齢化を背景に近年は住民の年齢構成により利用状況に地域差が目立つ。

例えば上今泉コミセンの年間約6万3千人に対し、大谷コミセンは約2万7千人。コスト面では人当たりに上今泉コミセン約3000円、大谷コミセン約670円となり、倍の開きがある。利用実態に見合った再編・再配置の検討が必要とされている。

将来費用は既存施設を現状のまま維持する前提で、総務省が公表している面積当たりの単価を使って試算した。施設の耐用年数や負担の平準化を考慮、期間を65年間として積算した結果、市民利用施設が約1294億円、道路や橋、公園などのインフラ施設は約1031億円に上った。

年平均にすると市民利用施設が約19億円、インフラ施設は約15億円。支出実績を踏まえて設定した上限投資額からは、それぞれ約8億円、約9億円が計算上不足することが判明した。

白書には、解決策などを例示した公共施設総合管理計画も併記された。市民利用施設の場合、統廃合や複合化を進めて総面積を現状より約45%削減する必要性も示された。

■膨大な負担額

15年度にスタートする公共施設再編計画策定委員会の総合管理計画などをたたき台に具体策を約1年間かけて議論する。答申を受けて市は16年度内に再編計画を策定する予定。

内野優市長は「膨大な負担額に驚いている。当時は

足りなかつた施設の建設に追われ、更新を考えると、う発端がなかつた。財政的に多少余裕があるうちに備えたい」と話している。

市は白書の公表に先立って市有施設の有料化方針を表明、更新費を積み立てる基金も創設した。議論の材料が出そろった更新問題、サビンス低下で反発も予想される地域住民との合意形成に向けた取り組みがスタートする。

■利用に地域差

このうち、住民に身近なコミュニティセンター（コミセン）は10地域に設置。面積は1000～1400平方メートル、会議室や美容室、レクリエーション室など、共通した施設構成になっている。コミセンの利用は高齢者や主婦のサークルなど

保有する公共施設と道路や橋などのインフラ施設の老朽化に備える動きが、県内の自治体でも本格化している。まずは現状を知ってもらおうと、施設ごとの維持管理コストや老朽化度、稼働率、大規模改修や建て替えに掛かる将来費用を試算した結果などをまとめた白書を公表する事例が増えてきた。

海老名市では昨年11月、公共施設白書を作成した。市人口が2023年、現在の約8千人増の約13万7千



[2015.1.13]

公共施設の更新問題

先送りはもう許されぬ

人になつた後、減少に転じると予測。市税収入も同様に推移するとみて、施設維持に必要な今後65年間の費用を初めて試算した。

例えば、市民利用施設は118施設あり、大規模改修を必要とする築30年以上の建物面積は全体の半分に達している。将来費用は施設を現状のまま維持する前提で、総額129

4億円になる。年間平均で20億円近くが必要になり、予算が約8億円不足することも示された。

同市の結果が特段深刻なケースではないだろう。昭和40、50年代の高度成長期に伴う人口増加に対応するため、各自治体は学校建設などを集

中のに進めた。こうした施設が今後一斉に更新時期を迎えるが、当時は予想もしなかった急速な少子高齢化の進展で、自治体の財政規模が縮小し対処が厳しくなると専門家は警鐘を鳴らしている。

多数の犠牲者を出した12年12月の中央高速・笹子トンネル天井板落下事故はその前兆とも言える。老朽化した施設の天井や床が突如崩壊、利用者が巻き込まれる惨事も想定した備えをしておかなければならない。

先行する秦野市は白書を作成後、新規のハコモノを原則建設しないことや、優先度の低い施設は全て統廃合するなどの基本方針を決定した。

老朽化した公民館を中学校の体育館と複合させた施設の再整備事業をスタートさせている。

ただ、施設の統廃合は市民サービスの低下につながり、利用者の理解を得るのは容易ではない。行政側は全ての情報を公開し、丁寧な住民への説明を心掛けてほしい。地域の合意形成には客観的なデータに基づいた多角的な議論が重要だ。

公共投資から更新投資への転換は自治体の共通課題になり、先送りは事態を深刻化させる。今年には統一地方選の年である。身近な候補者がこの難問にどう取り組んでいくのか、じっくり耳を傾けたい。



公共施設白書 について

財務部 企画財政課



【白書の構成】

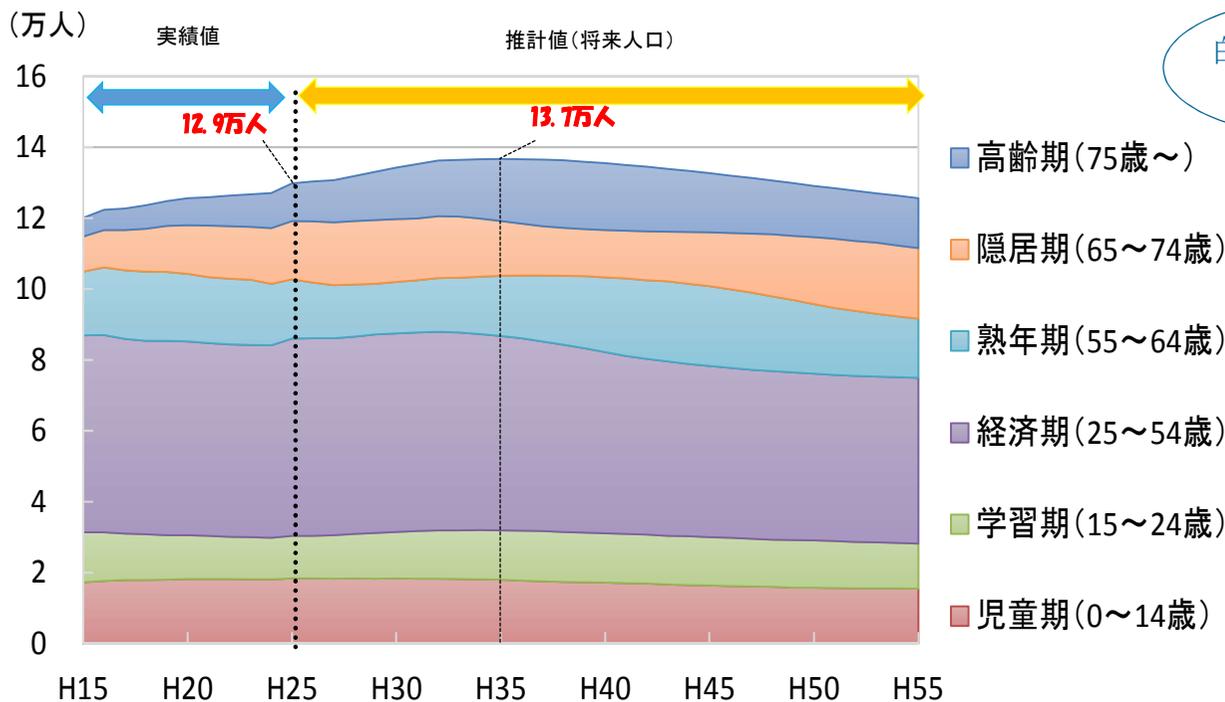


- 第1章 海老名市の概要
- 第2章 海老名市の市民利用施設
- 第3章 分類別にみた施設の現状
- 第4章 公共施設にかかる将来費用
- 第5章 公共施設の有効活用に向けた課題と解決方策
- 第6章 公共施設等総合管理計画

1-1. 人口動向



白書掲載ページ
1-11



年齢階層		H15年	H20年	H25年	H30年	H35年	H40年	H45年	H50年	H55年	H25～55年の人口増減率①	H25～55年の人口増減率②
年少人口	児童期(0～14歳)	17,257	18,192	18,411	18,355	17,956	17,211	16,363	15,755	15,529	-16%	-16%
	学習期(15～24歳)	14,156	12,384	11,941	13,143	13,958	13,898	13,657	13,342	12,697	6%	
生産年齢人口	経済期(25～54歳)	55,475	54,672	55,698	56,023	54,940	51,056	48,333	47,039	46,738	-16%	-10%
	熟年期(55～64歳)	17,996	19,018	16,617	14,517	16,897	21,180	22,435	19,595	16,742	1%	
老年人口	隠居期(65～74歳)	9,953	13,790	16,494	17,637	15,481	13,294	15,216	18,908	19,755	20%	25%
	高齢期(75歳～)	5,309	7,503	10,622	14,542	17,524	18,838	16,665	14,509	14,166	33%	
総数(人)		120,146	125,559	129,783	134,217	136,756	135,477	132,669	129,148	125,627	-3%	-3%



1-2. 人口動向



白書掲載ページ
1-11

全体推移

- ・本市の住民基本台帳人口は、平成25年10月1日現在で約12.9万人であり、今後10年間は増加を続ける予定。
- ・10年後の平成35年に約13.7万人でピークを迎え、20年後の平成45年には約12.9万人となり、30年後の平成55年度には約12.6万人になる見込み。

年少人口

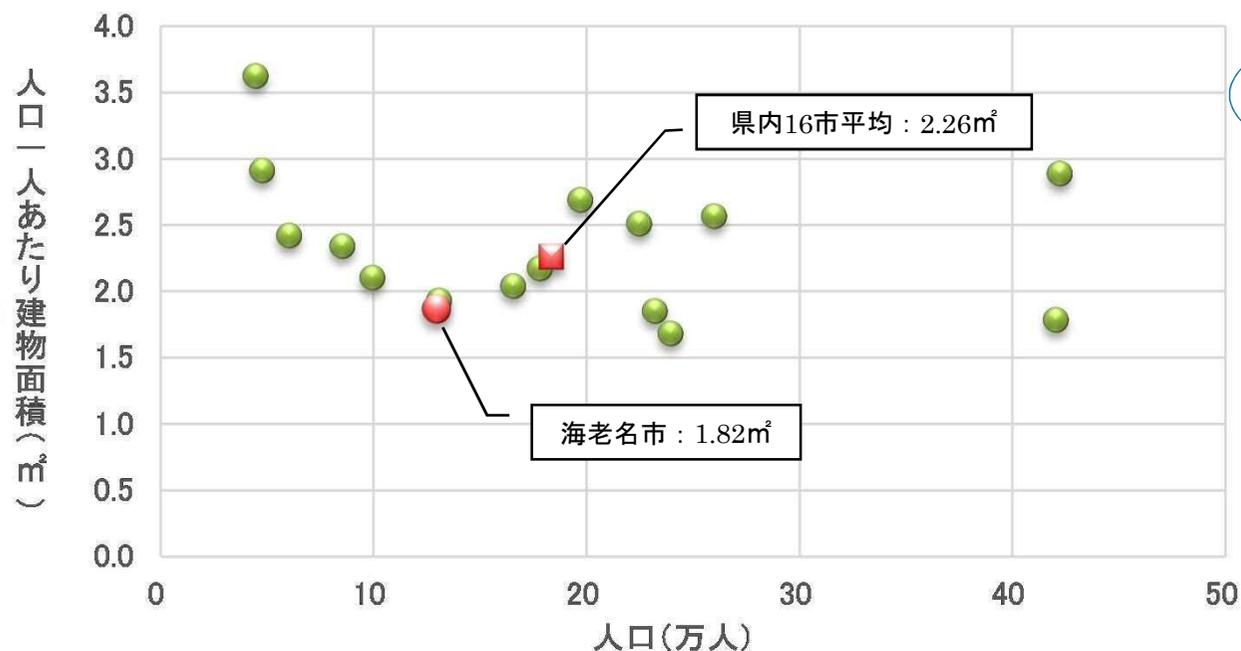
- ・平成25年に約1.8万人いる15歳未満の年少人口は減少に転じ、30年後の平成55年には、約1.6万人となる。なお、減少数は30年間で約2,900人であり、1歳あたりの平均は約200人で、市全体で見ればこれは6クラス弱の減少に相当する。



2-1. 整備数量①



本書における市民利用施設の数
は118施設となります。
これらの施設が専有する主要な建物の面積は、
平成26年7月現在、東京ドーム約5個分に相当する約24万㎡となっており、
市民1人あたりに換算すると約1.82㎡となります。
市民1人あたりの施設面積は、神奈川県内の16市（政令市及び三浦市除く）の平均が2.26㎡となっており、
市民利用施設の建物面積は少ない状況です。



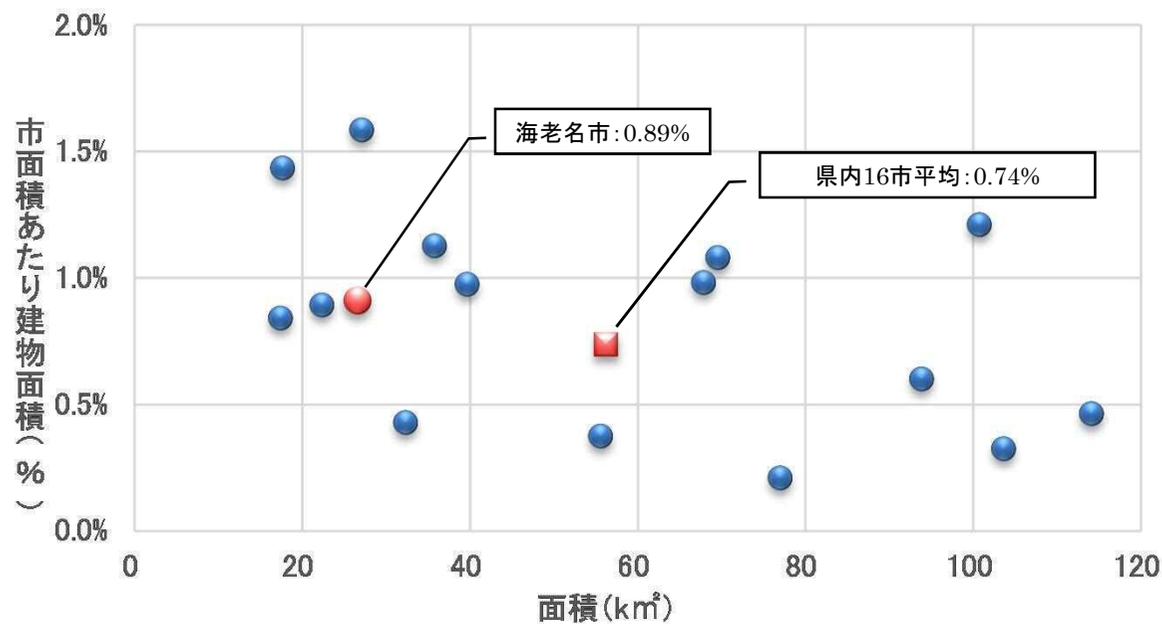
白書掲載ページ
2-1



2-1. 整備数量②



人口1人あたりの建物面積は県内16市の平均より少ないものの、市面積あたりの建物面積では平均よりも大きくなっているため、人口密度・面積バランス等に配慮した整備が求められます。



白書掲載ページ
2-1



2-2. 分類別に見た 施設数量



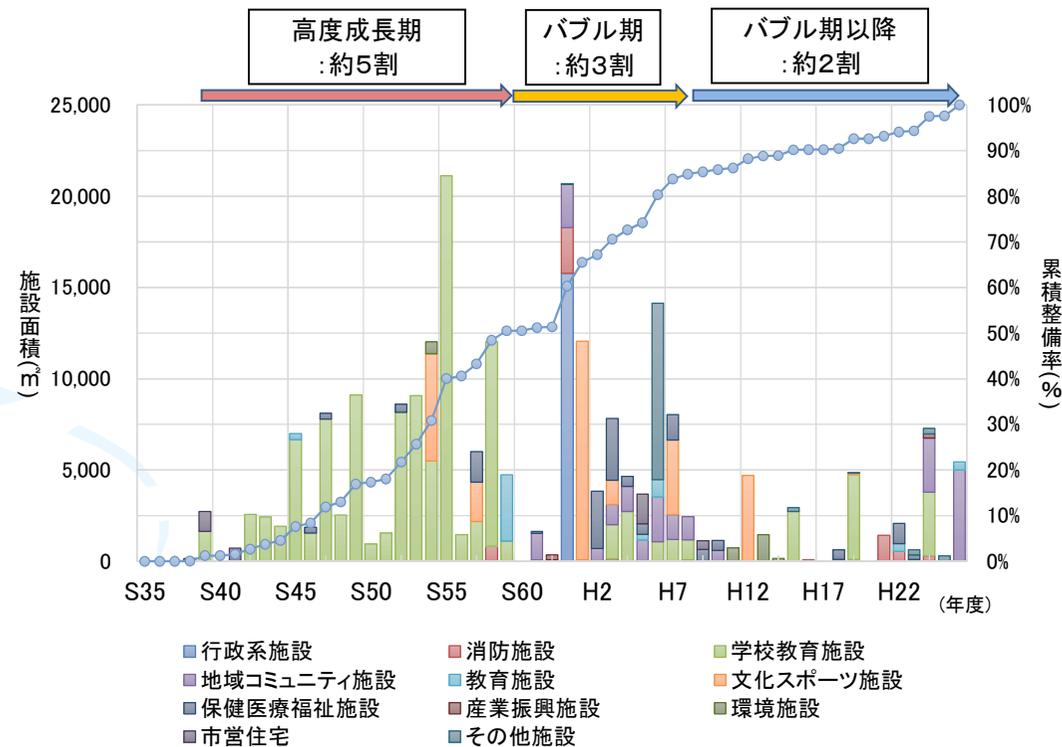
施設数を見ると、消防施設と学校教育施設が20施設と最も多く、次に保健医療福祉施設が17施設、地域コミュニティ施設が13施設となっています。施設面積で見ると、学校教育施設が全体のおおよそ半分を占めており、学校教育施設以外で構成割合が10%を超える施設分類は文化スポーツ施設のみとなっています。

大分類	数量		構成割合	
	施設数	施設面積(m ²)	施設数(%)	施設面積(%)
行政系施設	4 施設	15,851 m ²	3.4%	6.7%
消防施設	20 施設	6,393 m ²	16.9%	2.7%
学校教育施設	20 施設	118,546 m ²	16.9%	50.3%
地域コミュニティ施設	13 施設	21,833 m ²	11.0%	9.3%
教育施設	7 施設	6,106 m ²	5.9%	2.6%
文化スポーツ施設	8 施設	30,199 m ²	6.8%	12.8%
保健医療福祉施設	17 施設	15,005 m ²	14.4%	6.4%
産業振興施設	2 施設	520 m ²	1.7%	0.2%
環境施設	3 施設	3,024 m ²	2.5%	1.3%
市営住宅	7 施設	7,283 m ²	5.9%	3%
その他施設	17 施設	10,806 m ²	14.4%	4.6%
総計	118 施設	235,568 m ²	100%	100%

白書掲載ページ
2-4

2-3. 建設年度別の 施設面積分布

施設面積の累計(整備率:折れ線グラフ)を見ると、昭和40年代の後半から昭和50年代にかけての高度成長期から平成の始めにかけて急速なペースで整備を行ってきました。その後、平成7年度に80%を超えた後はペースが緩やかになっていますが、現在も施設整備が進んでいます。



白書掲載ページ
2-13

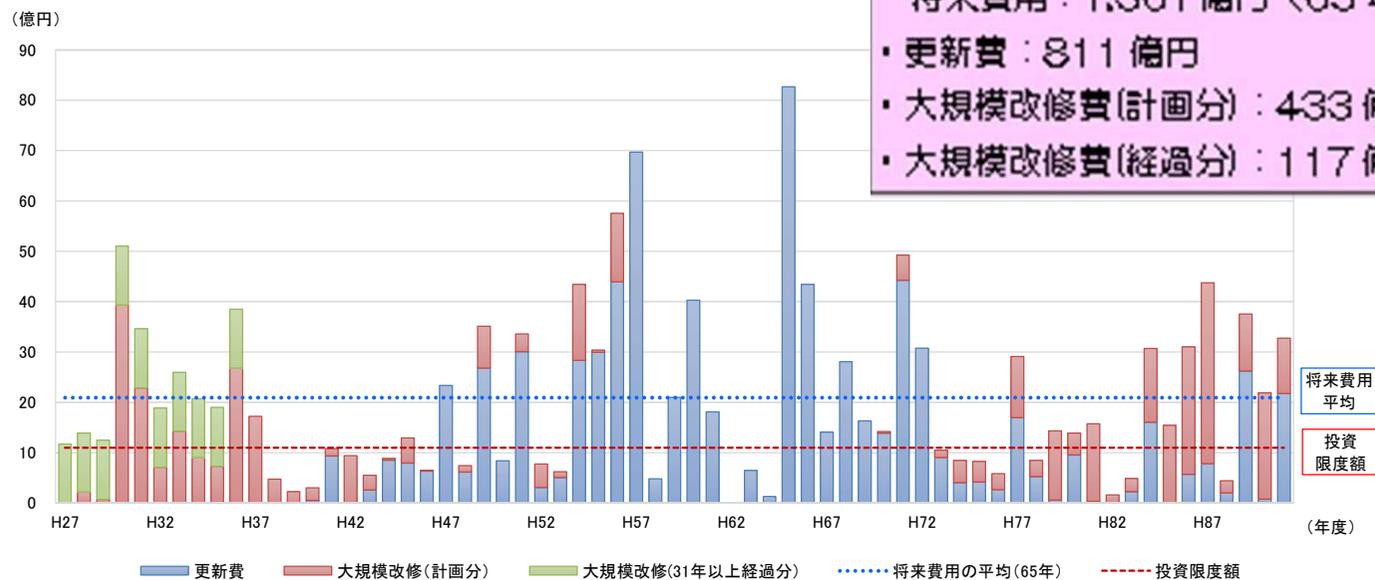
3-1. 市民利用施設 にかかる将来費用①



白書掲載ページ
4-8

標準パターン

大規模改修と更新にかかる費用を見ると、65年間の総額で約1,361億円が見込まれます。将来費用発生状況を詳しく見ると、建設後30年経過している建物が半数を占めるため、当面は大規模改修に要する費用が必要になります。また、15年後の平成42年頃から更新費用が発生し、更新のピークを迎えるのは、今から30~40年経過した平成57~67年頃と見込まれます。



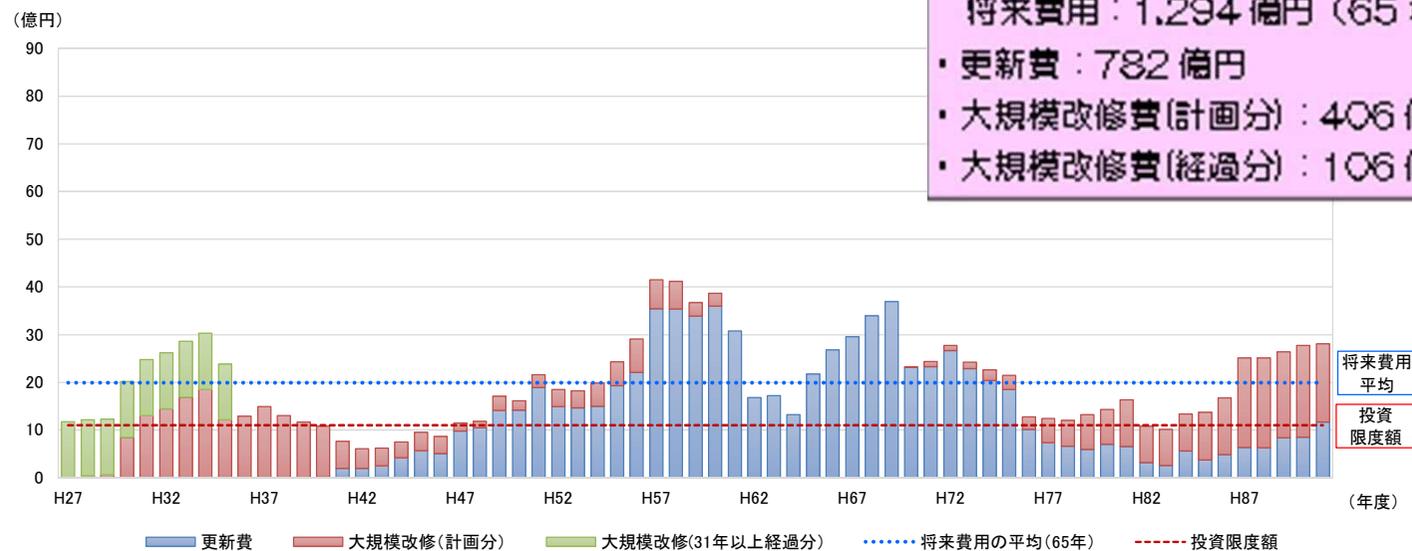
3-1. 市民利用施設 にかかる将来費用②



白書掲載ページ
4-9

支出分散パターン

将来費用が標準パターンにおける発生時期から5年間で平均的に先送りされて分散して発生すると仮定した場合(=支出分散パターン)の試算結果を示します。将来費用が分散的に発生することを想定すると、標準パターンと比較して将来費用の変動は平準化されピークも緩やかになります。また、先送りで分散されることを想定しているため、集計期間の65年間で発生する費用の総額は標準パターンより小さくなります。



3-1. 市民利用施設 にかかる将来費用③

支出分散パターン

白書掲載ページ
4-10

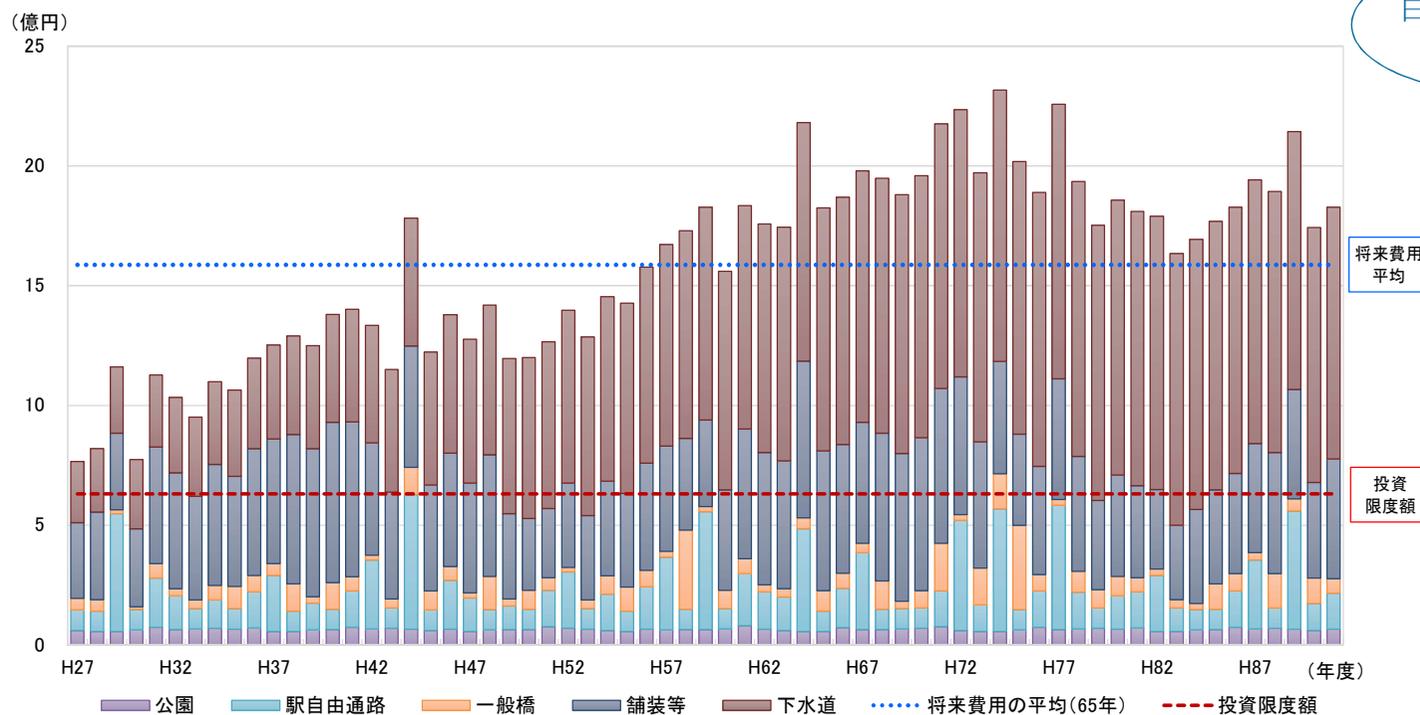
投資限度額として想定した11億円と比較すると、当初10年間は大規模改修により投資限度額を超える費用の発生が見込まれ、更新のピーク時には、投資限度額の約4倍に相当する約42億円の投資が必要になることが見込まれます。

長期的に見れば将来費用に対する不足額が、11~20年目を除いて毎年発生し、31~50年目には更新の本格化により投資限度額の2倍を超える将来費用が発生することが見込まれます。

期間	将来費用 合計	投資限度額 合計	投資限度額の過不足	
			合計	年あたり
1~10年目	203億円	110億円	▲93億円	▲9.3億円/年
11~20年目	96億円	110億円	14億円	1.4億円/年
21~30年目	188億円	110億円	▲78億円	▲7.8億円/年
31~40年目	285億円	110億円	▲175億円	▲17.5億円/年
41~50年目	257億円	110億円	▲147億円	▲14.7億円/年
51~60年目	133億円	110億円	▲23億円	▲2.3億円/年
61~65年目	132億円	55億円	▲77億円	▲15.5億円/年
総計	1,294億円	715億円	▲579億円	▲8.9億円/年

3-2. インフラ施設 にかかる将来費用①

現状では、総額6.3億円程度の維持修繕更新費に対して、10年後の平成37年には2倍程度の費用が必要となります。今後は継続的な点検で施設の状況を把握しつつ、予防保全的な対策や長寿命化を図り、予算の平準化や更新に伴うコスト縮減に努めます。



白書掲載ページ
4-19

3-2. インフラ施設 にかかる将来費用②



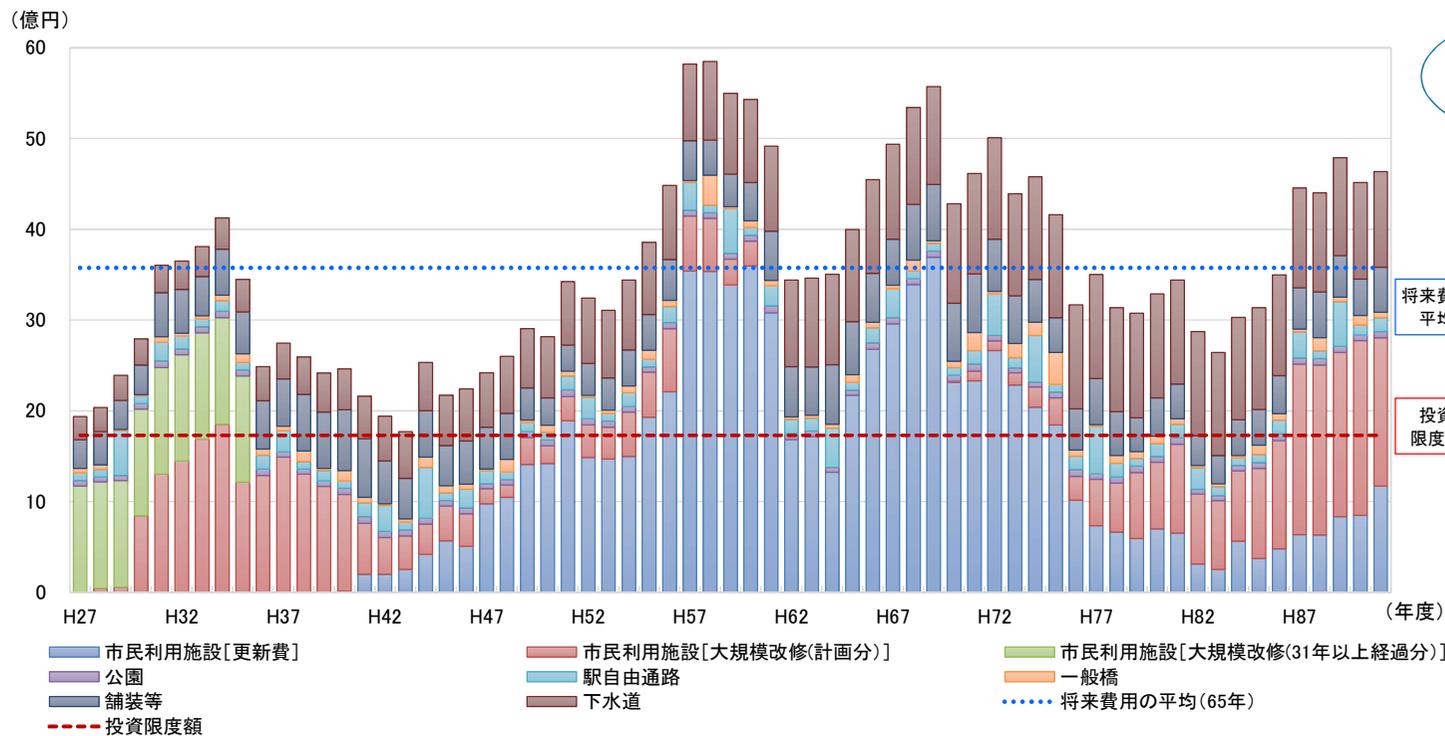
白書掲載ページ
4-19

将来費用に対する不足額

期間	将来費用 合計	投資限度額 合計	投資限度額の過不足	
			合計	年あたり
1～10年目	100億円	63億円	▲37億円	▲3.7億円/年
11～20年目	134億円	63億円	▲71億円	▲7.1億円/年
21～30年目	135億円	63億円	▲72億円	▲7.2億円/年
31～40年目	180億円	63億円	▲117億円	▲11.7億円/年
41～50年目	204億円	63億円	▲141億円	▲14.1億円/年
51～60年目	183億円	63億円	▲120億円	▲12.0億円/年
61～65年目	95億円	32億円	▲64億円	▲12.8億円/年
総計	1,031億円	410億円	▲622億円	▲9.6億円/年

3-3. 公共施設全体 にかかる将来費用①

平成27年度からの65年間で公共施設全体にかかる将来費用は、総計約2,325億円となり、投資限度額合計のおおむね2倍に相当します。将来費用を長期的に見ると、平成43年度でも投資限度額とほぼ同等の約17.7億ですが、ピークの平成58年度には約58.5億円にまで増加します。その後、年度毎の変動はあるものの、年あたりの平均は約35.8億円でおおむね30億円を超える将来費用が発生し続けることが見込まれます。



白書掲載ページ
4-20

3-3. 公共施設全体 にかかる将来費用②



白書掲載ページ
4-20

将来費用に対する不足額

期間	将来費用 合計	投資限度額 合計	投資限度額の過不足	
			合計	年あたり
1~10年目	303億円	173億円	▲130億円	▲13.0億円/年
11~20年目	230億円	173億円	▲57億円	▲5.7億円/年
21~30年目	323億円	173億円	▲150億円	▲15.0億円/年
31~40年目	465億円	173億円	▲292億円	▲29.2億円/年
41~50年目	460億円	173億円	▲287億円	▲28.7億円/年
51~60年目	316億円	173億円	▲143億円	▲14.3億円/年
61~65年目	228億円	87億円	▲141億円	▲28.3億円/年
総計	2,325億円	1,125億円	▲1,201億円	▲18.5億円/年

不足額1201億円

4. 今後の課題と解決①

公共施設の更新問題の顕在化

白書掲載ページ
5-2

公共施設全体としての更新問題

- ・市民利用施設とインフラ施設のいずれについても将来費用の負担が非常に大きく、実績を踏まえた投資限度額の水準を上回る。
- ・現在の公共施設をそのまま保有し続けることは困難な状況。
- ・将来費用の負担を軽減するためには、大規模改修や更新等の工事にかかる費用を削減すると共に、大規模改修や更新の発生そのものを抑制するために、公共施設の総量削減に踏み込んだ検討が必要。
- ・インフラ施設を廃止することは想定しにくいことから、市民利用施設の側で、施設総量の削減も含めて将来費用を大幅に削減する取り組みが求められる。

4. 今後の課題と解決②

将来費用の抑制に向けた対応方策(市民利用施設)

白書掲載ページ
5-4~5-7

(1) 数量の大きい学校教育施設の総量適正化

(2) 施設数の多い地域コミュニティ施設の集約再編

(3) 民間施設への転換による施設総量の削減

保健医療福祉施設を中心とした、民間等による施設保有及びサービス提供への転換。

(4) 他施設との複合化による施設総量の削減

(5) 大規模改修・更新にかかる工事費の縮減

複数工事を一括発注するなど発注方式の見直し。

4. 今後の課題と解決③

将来費用の発生の平準化に向けた対応方策

白書掲載ページ
5-10

◆ 市民利用施設における課題への対応方策

(1) 既存施設の長期的利用による将来費用の平準化

適切な老朽化対策や大規模改修の実施により更新時期を遅らせることにより、将来費用のピークを平準化することができる。

(2) 大規模な建物に重点を置いた計画的な保全の実施

特に、大規模改修や更新にかかる事業費の負担が大きくなる大規模な建物に重点を置いて、計画的かつ確実に保全を実施する。

◆ インフラ施設における課題への対応方策

継続的な点検により施設の状態を把握しつつ、予防保全的な対策や長寿命化を図る取り組みを効果的に実施し、将来費用の平準化にも努めなければならない。

4. 今後の課題と解決④



白書掲載ページ
5-11

将来費用に充当する予算の確保に向けた課題

(1) 将来費用の変動を見込んだ予算の編成と運用

投資的な予算を一定額確保し、改修や更新に充当するための基金を設置し、大規模改修や更新が発生しない場合は積み立てを行うなど、長期的な視点で予算を編成・運用する。

(2) 受益と負担のバランスの適正化

受益者が限定されるサービス等を対象に、料金を徴収する施設の範囲を拡大、あるいは、料金設定を見直すなど、受益と負担のバランスの適正化を図る。

(3) 市民利用施設にかかるあらゆるコストの削減

事業運営費や日常的な維持管理費も含めた市民利用施設にかかるコストの削減に取り組む。

4. 今後の課題と解決⑤



白書掲載ページ
5-12

長期的・全庁横断的な取り組みを継続するための対応方策

(1) 公共施設再編等の取り組みの方向性を示す計画づくり

今後、更新問題の解決に向けた基本的な考え方を全庁的に共有し、公共施設再編等の具体的な取り組みを一定の方向性に沿って進めることができるよう、今後の取り組みの指針となる計画づくりが必要。

(2) 情報集約、庁内外への発信のしくみづくり

更新問題が個々の施設の問題ではなく、所管する各部局および全市的に解決を図らなければならない重要課題であるとの共通認識を持つことが必要なため、公共施設の現状及び今後の見込みに関する情報を集約し、庁内外に発信して共有するしくみが必要。